



教職課程受講ガイド

教職課程受講ガイド

2012

2012

教職課程受講ガイド

平成24年度入学生用

for entry
in 2012

玉川大学 ■ 東京都町田市玉川学園6-1-1

T a m a g a w a U n i v e r s i t y

平成24年度入学生用

教職課程受講に関する問い合わせ先

■窓口取扱時間

月～金曜日 8：30 ～ 17：00（平常授業が行われる土曜・祝休日を含む）

* 土・日・祝日、大学が定める休日を除く

■連絡先

Tel：042（739）8806（教職就職に関することを除く教職全般）

042（739）8161（教職就職に関すること）

Fax：042（739）8857

■教師教育リサーチセンターホームページ URL

http://www.tamagawa.ac.jp/teacher_education/



玉川学園では全学をあげて環境教育と環境保全活動を展開しています。

学生要覧③ 教職課程受講ガイド

目次

取得できる教育職員免許状一覧 3

I 本学の教員養成支援

教師教育リサーチセンターを活用しよう！ 6

教職課程の受講 8

ダブル免許プログラム 9

II 教育職員免許状を取得するために必要なこと

学校の先生になる!! 12

教育職員免許状 13

教育職員免許状取得までの流れ〈教育学部〉 14

教育職員免許状取得までの流れ〈教育学部以外〉 16

教育職員免許状の申請・授与 18

現場を体験しよう 20

履修カルテ 22

介護等体験 24

教育実習 26

教員採用試験 29

III 教育職員免許状取得のための履修案内

教科に関する科目 34

教職に関する科目 34

教科又は教職に関する科目 35

免許法施行規則66条の6に定める科目 35

●文学部

教科に関する科目

- ・社会（人間学科） 36
- ・公民（人間学科） 37
- ・英語（比較文化学科） 38

教職に関する科目 39

教科又は教職に関する科目 40

免許法施行規則66条の6に定める科目 40

●農学部

教科に関する科目

- ・理科（生物資源学科） 41
- ・農業（生物資源学科） 42
- ・理科（生物環境システム学科） 43
- ・農業（生物環境システム学科） 44
- ・理科（生命化学科） 45

教職に関する科目 46

教科又は教職に関する科目 47

免許法施行規則66条の6に定める科目 47

●工学部

教科に関する科目

- ・工業（機械情報システム学科） 48
- ・数学（ソフトウェアサイエンス学科） 49
- ・情報（ソフトウェアサイエンス学科） 50
- ・数学（マネジメントサイエンス学科） 51

教職に関する科目 52

教科又は教職に関する科目 53

免許法施行規則66条の6に定める科目 53

●経営学部

教科に関する科目

- ・英語（国際経営学科） 54
- ・英語（観光経営学科） 55

教職に関する科目 56

教科又は教職に関する科目 57

免許法施行規則66条の6に定める科目 57

●教育学部

教科に関する科目

- ・幼稚園1種・小学校1種（教育学科） 58
- ・社会（教育学科） 59
- ・公民（教育学科） 60
- ・保健体育（教育学科） 61
- ・幼稚園1種（乳幼児発達学科） 62

教職に関する科目

- ・幼稚園1種・小学校1種（教育学科） 63
- ・中学校1種・高等学校1種（教育学科） 65
- ・幼稚園1種（乳幼児発達学科） 67

教科又は教職に関する科目

- ・教育学科 68
- ・乳幼児発達学科 69

免許法施行規則66条の6に定める科目 69

●芸術学部

教科に関する科目

- ・音楽（パフォーマンス・アーツ学科） 70
- ・美術（メディア・アーツ学科） 72
- ・美術（ビジュアル・アーツ学科） 73
- ・工芸（ビジュアル・アーツ学科） 74

教職に関する科目 75

教科又は教職に関する科目	76	免許法施行規則66条の6に定める科目	80
免許法施行規則66条の6に定める科目	76		
●リベラルアーツ学部			
教科に関する科目			
・国語（リベラルアーツ学部）	77		
・英語（リベラルアーツ学部）	78		
教職に関する科目	79		
教科又は教職に関する科目	80		

Ⅳ 規 則

教職課程履修規則	82
介護等体験に関する規則	83
教育実習に関する規則	85

取得できる教育職員免許状一覧

免許の種類		文学部		農学部			工学部			経営学部		教育学部		芸術学部			リベラルアーツ学部
		人間学科	比較文化学科	生物資源学科	生物環境システム学科	生命化学科	機械情報システム学科	ソフトウェアサイエンス学科	マネジメントサイエンス学科	国際経営学科	観光経営学科	教育学科	乳幼児発達学科	パフォーマンス・アーツ学科	メディア・アーツ学科	ビジュアル・アーツ学科	リベラルアーツ学科
幼稚園教諭	1種											●	●				
	2種											●	●				
小学校教諭	1種											●					
	2種	○	○	○	○	○		○	○	○	○	●		○	○	○	○
中学校教諭	1種	国語															●
		英語	●							●	●						●
		社会	●									●					
		音楽												●			
		美術													●	●	
		保健体育										●					
		数学						●	●								
		理科			●	●	●										
	2種	社会										●					
		保健体育										●					
高等学校教諭	1種	国語															●
		英語	●							●	●						●
		公民	●									●					
		音楽												●			
		美術													●	●	
		工芸														●	
		保健体育										●					
		数学						●	●								
		理科			●	●	●										
		農業			●	●											
		情報						●									
		工業					●										

●＝自学科開設科目受講により免許取得
○＝「ダブル免許プログラム」の受講により免許取得

I

本学の教員養成支援

教師教育リサーチセンターを活用しよう！

教師教育リサーチセンターは教育職員免許状の取得を目指す皆さんの総合窓口です。大学8号館1階にあり、実習・介護等体験の手続き、教職ボランティアの紹介、教員採用試験、教員免許状の申請、教職への就職支援まで一貫してサポートします。また、保育士資格についても同様のサポートを行います。

教師教育リサーチセンターは、教育職員免許状、保育士資格の取得を希望する学生の皆さんに対して、教育職員免許状・資格の取得支援、教職に関わる就職支援を推進することを目的に、大学の附置機関として2006年4月に開設されました。

主な業務は次のとおりです。

- (1) 教育実習、保育実習、介護等体験に関わる事項
- (2) 教員採用試験・保育士採用試験に関わる事項
- (3) 教育職員免許状・保育士資格申請に関わる事項
- (4) 教育ボランティアに関わる事項

窓 □

教師教育リサーチセンターでは、本気で教員を目指す皆さんを応援しています。教職課程の受講や教員採用試験などに関してわからないことがある場合は、遠慮なく教師教育リサーチセンターで相談するようにしてください。

特に教育実習、介護等体験の手続き等については慎重に行わなければならないケースが多々ありますので、自分の判断だけで行動することはせずに、教師教育リサーチセンターと相談をするようにしてください。

窓口の受付時間は下記のとおりです。なお、大学休業日は業務の取り扱いができません。また、質問・相談等は窓口でお願いします。電話による問い合わせは緊急時を除き応じられません。

月～金曜日 8:30～17:00

*土・日・祝日、大学が定める休日を除く

*手続きは必ず本人が行ってください。友人などが代理で来た場合は受け付けません。

本冊子『教職課程受講ガイド』は、教育職員免許状を取得するうえで重要な事項について記載されているので、熟読するようにしてください。また、教職課程に関わる諸手続きは『教職課程受講ガイド』に基づいて行いますので、ガイダンス受講の際は忘れずに持参するようにしてください（窓口での相談・手続きを進める際にも持参すると便利です）。



教師教育リサーチセンター Web サイト

http://www.tamagawa.ac.jp/teacher_education/

学生の皆さんへの連絡

連絡の基本は掲示とUNITAMAです！

学生の皆さんへの連絡は、基本として大学1号館・2号館・5号館・7号館・8号館に設置された教師教育リサーチセンターの掲示板もしくはUNITAMAの教師教育リサーチセンターからのお知らせにて行いますので、各自の責任で必ず確認をするようにしてください。



UNITAMA

<https://unitama.tamagawa.ac.jp/>

実務家教員

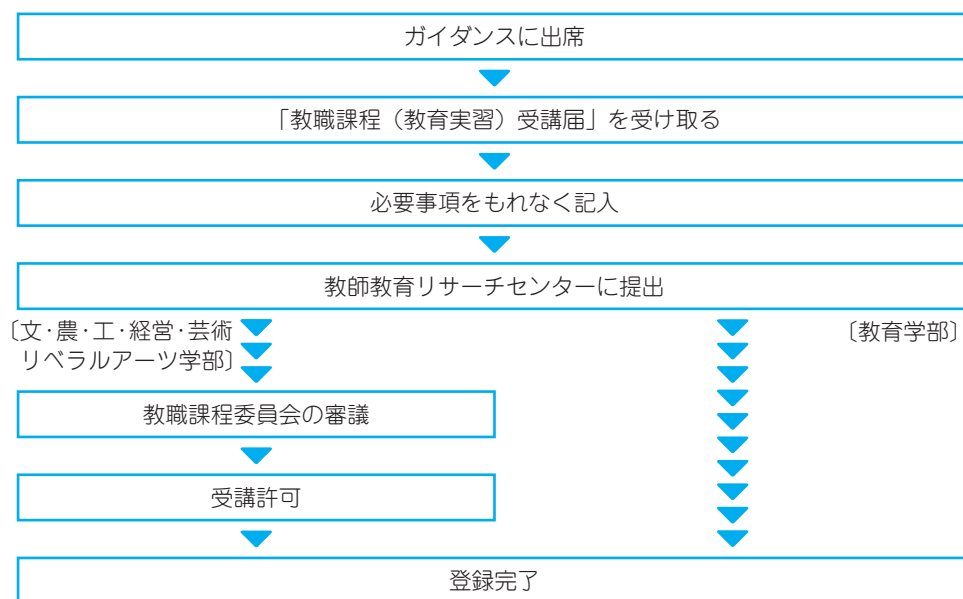
本学では、本気で教職・保育職を目指す皆さんのキャリア形成支援、教職指導のために、幼稚園、保育園、小学校、中学校での園長・校長経験だけでなく、教育委員会において教育行政に携わった経験を持つ者を実務家教員として迎え、支援・指導体制を構成しています。

実務家教員は、教育実習・保育実習に関する指導だけでなく、教員・保育士採用候補者選考試験対策の企画・講師・支援を通じて、教職・保育職を目指す学生たちの夢を叶えるための相談、支援にあたっています。

教職課程の受講

教育職員免許状を在学中に取得するためには、教職課程を受講する必要があります。教職課程の受講を登録するには、第1～2セメスターに行われるガイダンスに出席し、所定の期間内に手続きをしなければなりません。

登録の手順（1年次）



＊「受講届」の提出期限は、ガイダンス等で指示します。

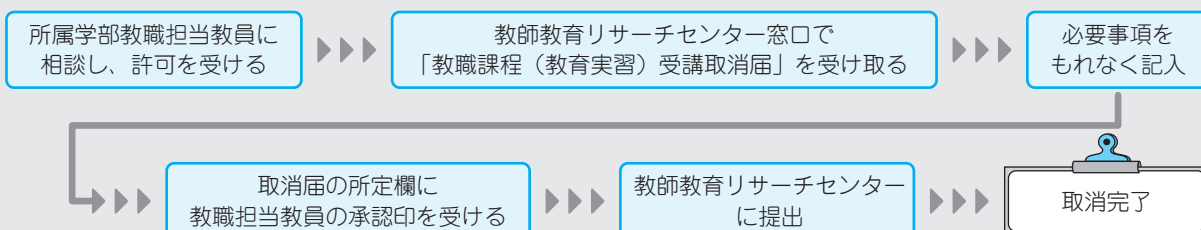
教職課程の登録にあたって

- (1) 教職に就く強い意志をもって、教職課程の受講をすすめていきます。
 - (2) 連絡先・希望免許状等の届出事項に変更があった場合は、すみやかに教師教育リサーチセンターに届け出ます。
 - (3) 掲示等の連絡事項に細心の注意を払い、手続き等をきれなく行います。
- 上記の事項が守れなかった場合、教育職員免許状が取得できなくても異議はありません。

教職課程の受講取消は、原則として認めません。ただし、審議により取消理由が妥当と認められた場合に限り、「教職課程（教育実習）受講取消届」の提出を認め、所定の期間内に許可します。

＊農学部教職コースでは免許状の取得が卒業要件となるため注意が必要です。

取消しの手順



※提出しないと、教育実習受講料が請求されますので注意してください。

ダブル免許プログラム

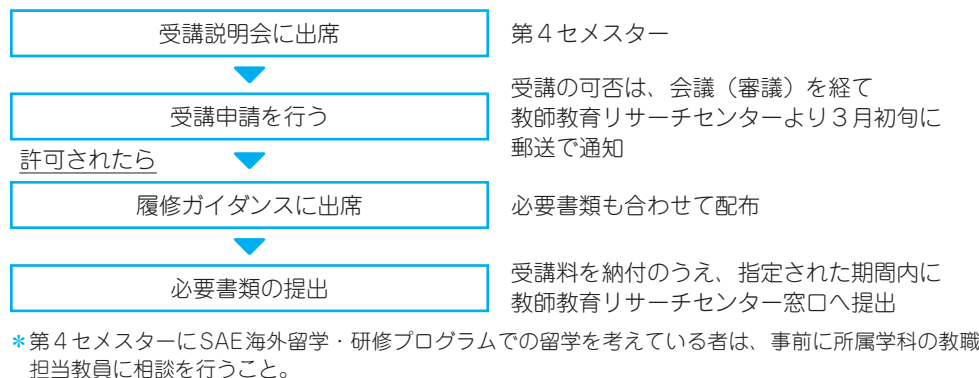
本プログラムは、本学通学課程に在学する3年次の学生（教育学部生を除く）に通信教育部（教育学部教育学科）で、小学校教諭2種免許状取得に必要な科目単位を履修することにより、従来は通学課程を卒業後に改めて通信教育部に入学しなければ修得できなかった科目を、在学中に修得できるように特別に設けられたプログラムです。また履修する科目単位も、所属する学部で中学校および高等学校の教育職員免許状を取得することを根拠に通常の課程に比べて軽減された科目単位の教育課程になっています。

受講資格

受講するには、次の要件を充足することが必要です。

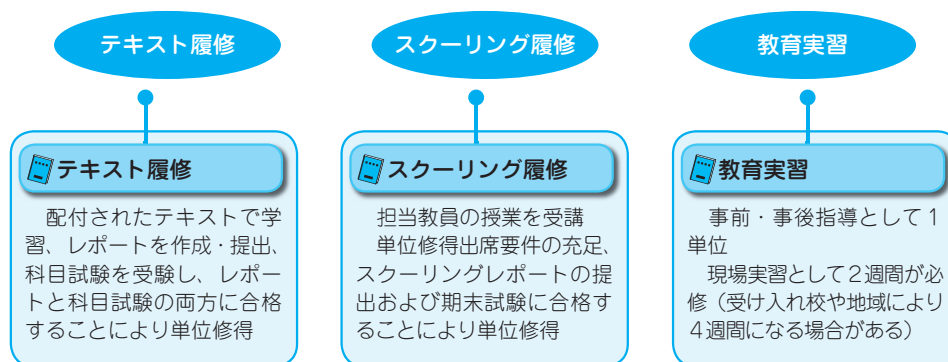
- (1) 通学課程（教育学部生を除く）において、中学校および高等学校の教育職員免許状取得のための両教職課程を履修していること
 - * 何らかの理由により所属学部における教職課程が履修不可となった場合は、本プログラムの履修継続も不可とする。
- (2) 第4セメスター終了時における累積修得単位が62単位以上であること
- (3) 第4セメスター終了時における累積GPAが2.80以上であること
- (4) 学部学科による審査で受講を認めたものであること

1 受講手続きの手順



2 単位修得について

- (1) 通信教育部で修得した単位は、セメスターの上限単位に含まれません
- (2) 通信教育部で修得した単位は、卒業単位に算入することができます
- (3) 次の方法で学習していくことで、単位を修得できます



3 ダブル免許プログラム履修科目

系列	科目名	単位	1 年 目	2 年 目
教科に関する科目	(教科) 国 語	2	1 科目 2 単位を選択。 テキストまたはスクーリング履修	1 年目に選択した科目を除き、 1 科目 2 単位を選択。 テキスト履修
	(教科) 社 会	2		
	(教科) 算 数	2		
	(教科) 理 科	2		
	(教科) 生 活	2		
	(教科) 音 楽	2		
	(教科) 図画工作	2		
	(教科) 家 庭	2		
教職に関する科目	(教科) 体 育	2		
	教育課程編成論	2		必修（テキスト履修）
	国語科指導法	2	5 科目 10 単位を選択。ただし 2 年目までに音楽・図工・体育 科指導法を含めること。 （最低 2 科目 4 単位スクーリング履修）	1 年目に選択した科目を除き、 1 科目 2 単位を選択。ただし 2 年目までに音楽・図工・体育 科指導法を含めること。 テキスト履修
	社会科指導法	2		
	算数科指導法	2		
	理科指導法	2		
	生活科指導法	2		
	音楽科指導法	2		
	図工科指導法	2		
	家庭科指導法	2		
	体育科指導法	2		
	道徳教育の理論と方法	2	必修（テキストまたはスクーリング履修）	—
	特別活動の指導法	2	—	テキスト履修
	教育の方法と技術	2	必修（テキストまたはスクーリング履修）	—
	児童理解と教育相談	2	—	テキスト履修
	教育実習	3	事前指導受講（必修）	現場実習（必修）
	履修単位数合計	29		

- (1) 「教育実習」では 1 年目に教育実習事前指導の受講を必修とする
- (2) 2 年目に「教育実習（現場実習）」を行うためには、事前指導を受講すること、および 1 年目の登録科目をすべて修得済みであることが必要。なお、現場実習は 2 年目の秋学期に実施することを標準とする。したがって、4 年次春学期までに、本科における教育実習・介護等体験を終了とする
- (3) 「教育実習」は 3 単位履修（現場実習 2 週間）とする

受講手続きや学習活動中における諸手続きについては、別途資料を配付します。

Ⅱ

教育職員免許状を取得 するために必要なこと

本学ではすべての学部・学科に教職課程が設置されています。

教職課程の受講を行い、所定の科目の単位をすべて修得すると、卒業と同時に教育職員免許状を取得することができます。

学校の先生になる!!

学校の先生になるためには、①教育職員免許状を取得する、②教員として採用される、という2つの大きなハードルがあります。

学校種別

学校を運営別に分けると、以下の3つに区分されます。

- (1) 公立：各都道府県や自治体
- (2) 私立：民間
- (3) 国立：平成16年4月より独立行政法人「国立大学法人」の運営

これらの学校では、採用基準も異なれば、働く教員の立場や待遇など違う部分もたくさんあります。

単純に教員数で比較をしてみても、公立が全体の90%以上を占め、私立は10%弱、学校数自体が少ない国立大学法人で働く教員にいたってはわずかに1%、という数字です。ここでは、公立と私立の「教員」に焦点を当てて、その違いを比較していきます。

採用の違い

- (1) 公立の場合

各都道府県が政令指定都市が実施する教員採用試験に合格することが必須です。

合格者の中から採用が決定しますが、必ずしも希望する学校に配属されるとは限りません。

- (2) 私立の場合

個別の学校単位で行われている「採用試験」に合格することが必須です。

また、各地域にある私学協会に登録し、採用候補者になる方法や、大学に届いた求人票から応募する方法等もあります。

欠員補充のケースが大半で、希望する学校から常に求人があるとは限りません。

*学校とはいえ、私立学校は一般企業のようなものです。採用数も採用時期も、採用の方法も学校・校種（特に幼稚園）によって異なりますので、公立学校の教員になることに焦点を当てて解説を進めます。

教育職員免許状

教育職員免許状（教員免許状）は、文部科学省から教職課程の認定を受けた大学で所定の単位を修得した者に対して、各都道府県教育委員会が授与するものです。

教育職員免許状を取得するためには、基礎資格を満たし、教育職員免許法に定められている科目に基づいた本学の指定する科目の単位を修得する必要があります。

また、教育職員免許状を取得しただけでは、教員として就職することはできません。公立学校の場合、都道府県教育委員会（および一部の政令指定都市）で行う、教員採用候補者選考（教員採用試験）を受験し、合格（名簿登載）しなければ、採用されませんので十分注意してください。

教育職員免許状を取得するための条件（1種免許状）

- (1) 学士の学位を有すること
- (2) 次の4つの分野に大別される、それぞれの免許種類ごとに定められた所定の要件を満たすこと

教科に関する科目

各教科等の指導をするうえで基礎となる専門的な知識や技術を養う科目群

教職に関する科目

教員としての専門性を養う科目群

教科又は教職に関する科目

各自の志向にしたがって、教員としてのオリジナリティを養う科目群

免許法施行規則66条の6に定める科目

教員としての基本的な資質を養う科目群

*履修にあたっては、該当のページをよく確認し、十分に注意してください。

- (3) 介護等体験（小学校および中学校教諭普通免許状）

小学校および中学校教諭普通免許状取得にあたっては、社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間の合計7日間の介護等体験を行う必要があります。

教育職員免許状取得までの流れ〈教育学部〉

日程		教職ガイダンス・教職受講内容	
1年次	第1semester	7月 教職課程・資格受講希望 9月 履修カルテ提出 (クラス担任へ) 以後、7セメまでsemester毎 提出	教職課程・資格受講ガイダンス → 教職課程・資格受講希望調査票提出 履修カルテ配布
	第2semester	10月 12月 教職課程受講決定 3月 「インターンシップ」 受講者の決定 同身上書・誓約書の提出	教職プラクティクム (町田市・稲城市立小・中学校、横浜市立小学校、 幼稚園参観実習) → 受講者プロフィール・参観実習報告書の提出 教職プラクティクム〈外部参観実習〉 → 参観実習報告書の提出 教職課程受講登録 → 教職課程(教育実習)受講登録届提出 「インターンシップ」受講ガイダンス → 受講希望調査票・受講者プロフィールの提出
2年次	第3semester	4月 教職課程受講開始 4月 インターンシップ 受講開始 6月下旬 8月以降 介護等体験開始 9月 「インターンシップ」 受講者の決定、同身上書・ 誓約書の提出	介護等体験料の納入 「教職演習A」 (介護等体験・参観実習) 「インターンシップ」事前指導 (配当学校・幼稚園・保育所発表) 介護等体験事前指導 (小学校・中学校免許取得希望者のみ) (「教職演習A」において数回にわたり実施) 教職プラクティクム〈内部参観実習〉 → 参観実習報告書の提出 「インターンシップ」活動報告会 (4月～9月の期間、数回にわたり実施) 「インターンシップ」受講ガイダンス → 受講希望調査票、受講希望者プロフィールの提出 教育実習校開拓ガイダンスⅠ ※幼稚園実習希望者のみ
	第4semester	10月 インターンシップ受講 開始 1月下旬 教職課程「ピーク免許」 受講登録変更届受理期間、 「サブ免許」受講追加届受 理期間 3月下旬 「インターンシップ」 受講者の決定、同身上書・ 誓約書の提出	「インターンシップ」事前指導 (配当学校・幼稚園・保育所の発表) インターンシップ活動報告会 (10月～3月の期間、数回にわたり実施) 教育実習校開拓ガイダンスⅡ ※幼稚園実習希望者のみ 教育実習校開拓ガイダンスⅠ(小・中・高) 「インターンシップ」受講ガイダンス → 受講希望調査票、受講希望者プロフィールの提出 教職演習B 教育実習校開拓ガイダンスⅡ(小・中・高)

□□(1)

(1)介護等体験日誌
身上書・個人票の記入
配当学校・施設の説明

□□(2)

(2)教育実習校の開拓について説明
(教職担当教員・教師教育リサ
ーチセンター)
●教育実習校登録票・調査書の
記入

日程		教職ガイダンス・教職受講内容	
3 年 次	第5 セ メ ス タ ー	4月 教育実習校の登録 教育実習校の内諾	3年次編入生対象・教職課程受講登録・ 介護等体験ガイダンス → 教職課程（教育実習）・資格受講届提出
		4月 インターンシップ 受講開始	教育実習事前指導（幼稚園実習者のみ）
		8月以降 編入生介護等体験開始	教職演習C～F（第5～7セメスターのうち2科目 4単位）
		9月 「インターンシップ」 受講者の決定 同身上書・誓約書の提出	「インターンシップ」事前ガイダンス → 配当学校・幼稚園・保育所の発表 秋セメ「インターンシップ」受講ガイダンス → 活動学校・幼稚園・保育所希望調査票の提出 教育実習（現場実習）受講ガイダンス（幼） → 身上書・誓約書の提出
4 年 次	第6 セ メ ス タ ー	9月 教育実習事前指導開始	教育実習事前指導（小・中・高）
		10月 教育実習受講料 （ピーク免許・サブ免許） の納入	「インターンシップ」活動報告会（数回実施） 教育実習（現場実習）Ⅰ受講 幼稚園のみ【2週間】（幼のサブ免許を含む）
	第7 セ メ ス タ ー	1月	教育実習（現場実習）受講ガイダンス（小・中・高） （「教育実習事前指導」において実施） → 身上書・誓約書の提出
			教育実習（現場実習）直前ガイダンス（小・中・高）
	第8 セ メ ス タ ー	5月 教育実習開始	教育実習（現場実習）受講 幼稚園は2週間 小・中・高は4週間
		7月	公立教員採用試験（各都道府県で実施） 免許状一括申請ガイダンス（第1回）
	第8 セ メ ス タ ー	9月 教職実践演習受講	教育実習（現場実習）（サブ免許）直前ガイダンス （小中高）
		10月	教育実習（現場実習）（サブ免許）受講（小中高） 免許状一括申請ガイダンス（第2回）
		1月	免許状一括申請ガイダンス（第3回）
		3月中旬	免許状の受領

☑☑☑ (3)

(3)初回の講義時に資料等を配付（教育実習日誌・教育実習の手引・講義日程表等）〔教職担当教員・教師教育リサーチセンター〕

☑☑☑ (4)

(4)教育実習（現場実習）にむけて必要な書類等の説明〔教職担当教員〕
●教育実習生身上書の記入
●誓約書（大学宛）の記入
※教育実習日誌の提出について説明（内容の添削を受ける）

☑☑☑ (5)

(5)教育実習（現場実習）にむけての講義、諸注意、必要な資料等を配付〔教職担当教員・教師教育リサーチセンター〕
※添削を受けた「教育実習日誌」の返却
●誓約書（実習校宛）の記入
●指導教員用調査書の記入

☑☑☑ (6)

☑☑☑ (7)

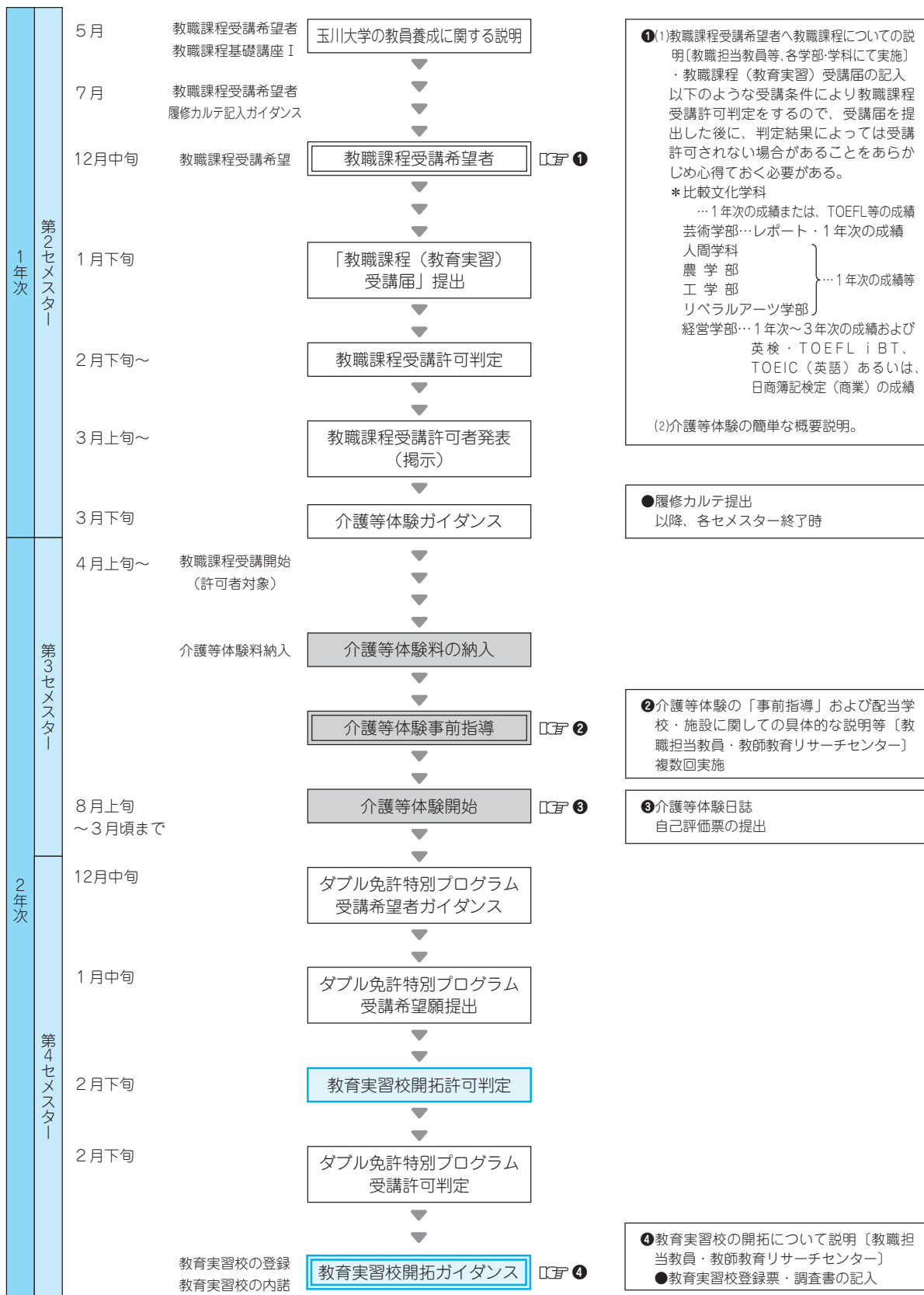
(6)教育実習（現場実習）終了後1カ月以内に、「事後指導」を大学の指導教員より受け、「教育実習報告」を指導教員に提出する。

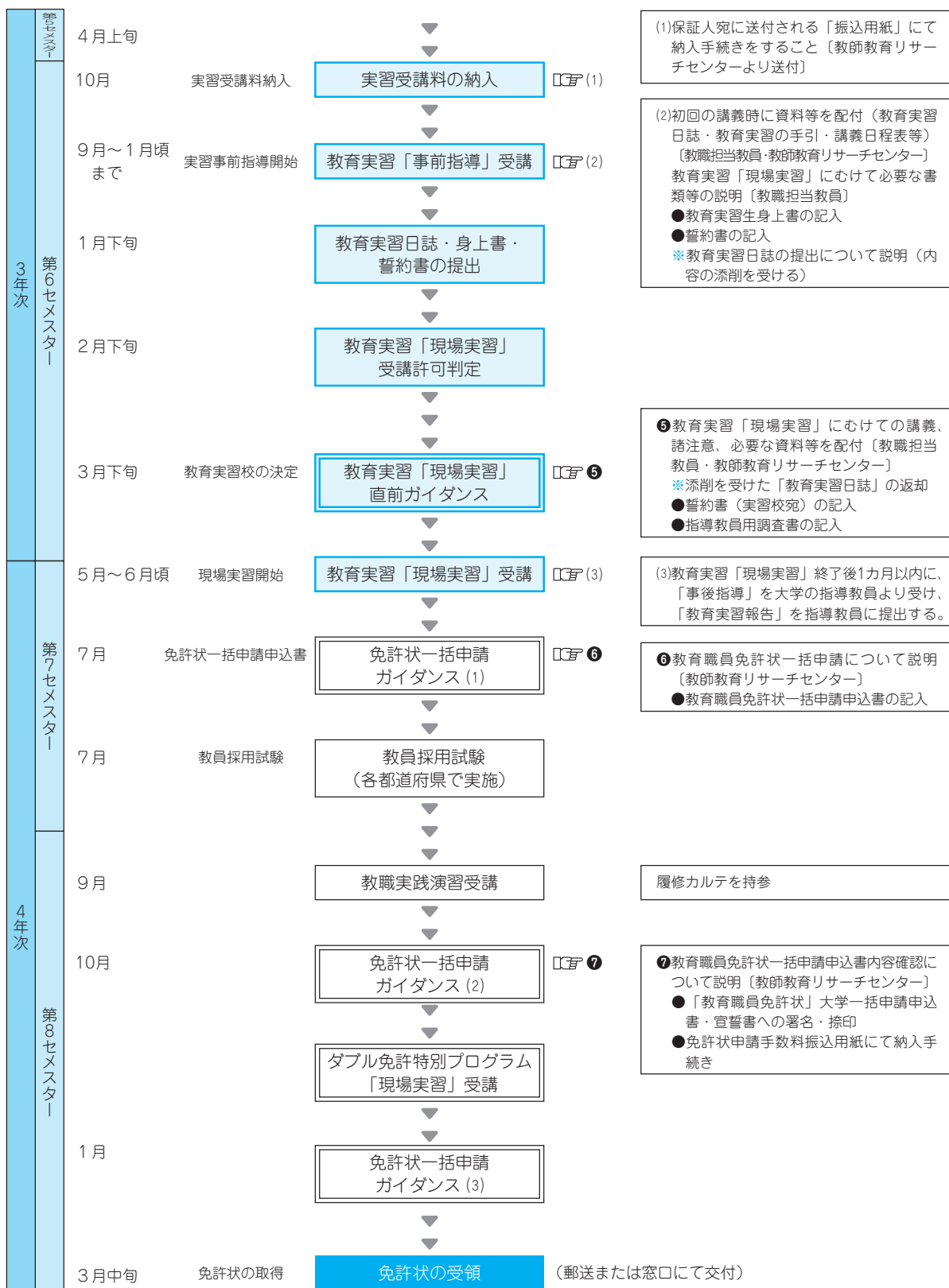
☑☑☑ (8)

(7)教育職員免許状一括申請について説明〔教師教育リサーチセンター〕
●「教育職員免許状」大学一括申請申込書の記入

(8)教育職員免許状授与願内容確認について説明〔教師教育リサーチセンター〕
●宣誓書への署名・捺印
●免許状申請手数料振込用紙にて納入手続き

教育職員免許状取得までの流れ 〈教育学部以外〉





教育職員免許状の申請・授与

教育職員免許法に定められた諸条件および本学の履修条件を充足し、各該当の教育職員免許状の授与資格を得た者は、所定の手続きにより東京都教育委員会へ申請して、免許状が授与されます。

本学では、大学で申請書類をとりまとめて東京都教育委員会に申請する「一括申請」の方法をとっています。

ただし、ガイダンスに欠席した場合や免許状申請に必要な条件が充足されなかった場合には、一括申請はできません。この場合、個人で申請の手続きを行い、免許状を受け取ることになります。

申請に際しての必要経費

申請免許状	合 計	免許状申請手数料 (東京都教育委員会へ支払)	+	その他申請手数料
1 件	4,700円	3,300円		1,400円
2 件	9,400円	6,600円		2,800円
	(例えば、高等学校 1 種・中学校 1 種／小学校 1 種・幼稚園 1 種)			
3 件	14,100円	9,900円		4,200円
	(例えば、高等学校 1 種・中学校 1 種・小学校 2 種)			

* 納入期日・納入方法については、別に定め、指示します。

* なお、手数料は、東京都教育委員会での金額変更等により、今後改定されることがあります。

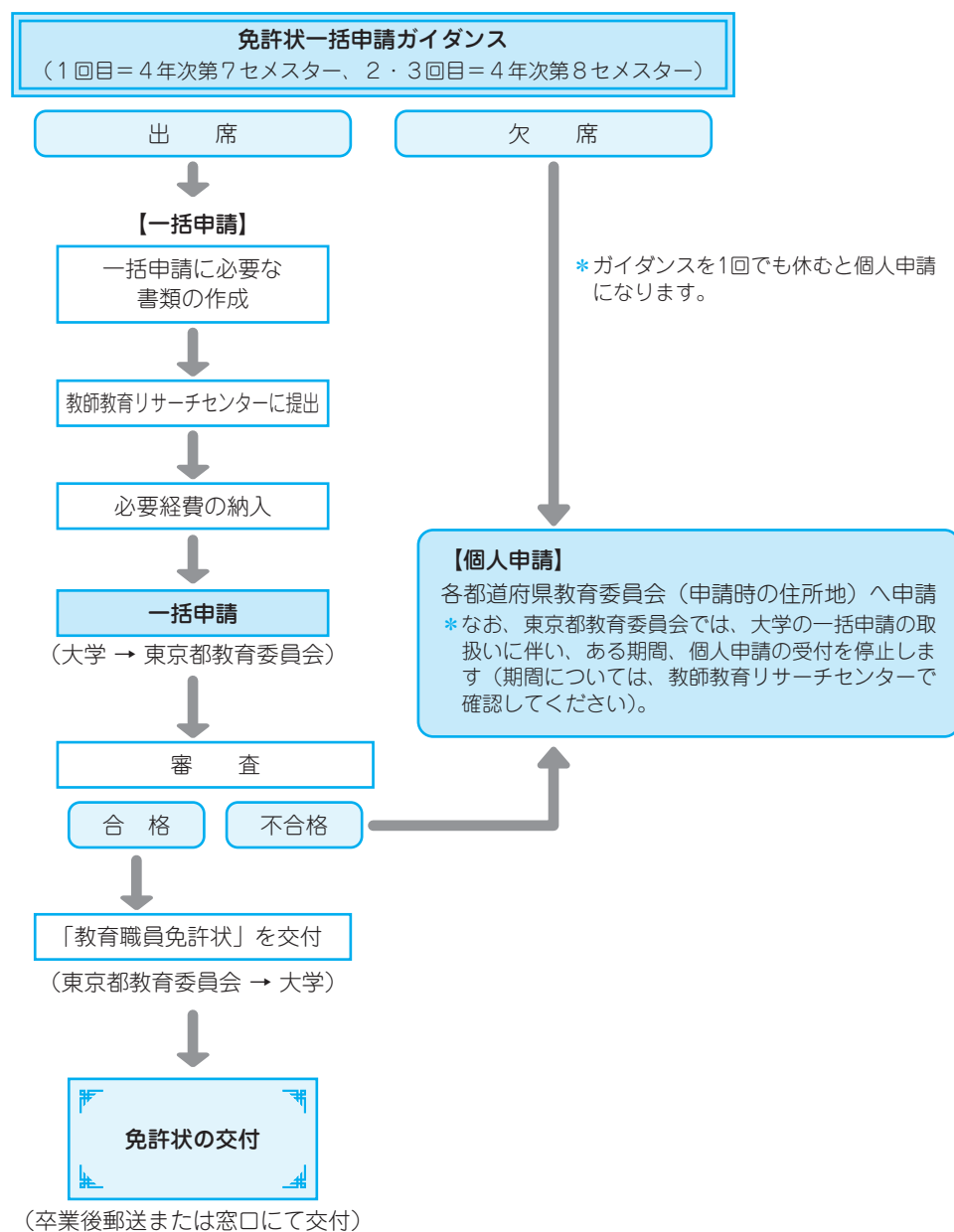
その他の諸手続き

- (1) 大学が一括申請した教育職員免許状の「授与証明書」は、下記で発行します。

東京都教育委員会 東京都教育庁人事部選考課免許係
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 (東京都庁第二本庁舎 27 階)
電話 03 (5320) 6788 (ダイヤルイン)

- (2) 教育職員免許状を破損・紛失・焼失した場合は、原則として再交付は行わないことになっていますが、一応その場合には東京都教育委員会に確認してください(その際、「免許状番号」「授与年月日」が必要になるので、あらかじめ免許状交付時に控えておくこと)。
- (3) 免許状交付以降に本籍・氏名の変更を行い、書き換えを希望する場合は、所定の「教育職員免許状書換申請書」により、手数料を添えて東京都教育委員会に申請してください。

申請から免許状交付までの流れ



現場を体験しよう

教育ボランティアのススメ

ボランティア活動には、障害者施設での活動・被災地での支援活動等、さまざまあります。これらの活動も大切ですが、特に教職を目指す人は「教育ボランティア」として小学校・中学校などで活動することにより、学校での経験を多く積むことが大切です。ぜひ学校に身をおいて、子どもとふれあう経験をしてみましょう！ 教師教育リサーチセンターでは、学校で活動しようとする皆さんを応援します。

また、近年の教員採用試験では、願書にボランティア経験を記載したり、面接で聞かれたりします。このことから、本気で教員を目指す皆さんにとって、ボランティア活動がいかに大切であるかがわかります。

——さあ、教育の現場へ踏み出そう！

学校で学べること

皆さんが「教育の現場へ踏み出す」メリットは、以下のようなことがあります。

- (1) 学校の状況がわかり、教職への理解が深まる
— 子どものかわいらしさ、優しさに触れ、教職のすばらしさに気づく。
- (2) 子どもや教職員と接し、視野が広がり、接し方、関わり方を体験的に学べる
— 学校ではさまざまな人と出会える。
- (3) 役立つ喜びが味わえ、充実した時間を過ごせる
— 教職員や子どもから必要とされ、頼りにされることは生きがいにつながる。

- (4) 教育実習や教員採用試験の際に、これらの経験は有利である

そして、学校でのボランティア活動を通して、次のようなことが学べるとすばらしい経験になると思います。

- (1) 学校（幼稚園）の諸活動を肌で感じ体験すること
- (2) 幼児、児童、生徒との関わり方を学ぶこと
- (3) 教師をアシストしながら実践力を養うこと
- (4) 活動を通して学んだことを、大学での学修に生かすこと
- (5) 自己の適性や進路について具体的に見つめ、キャリア意識を形成すること

情報を手に入れよう

教師教育リサーチセンターでは各学校や教育委員会から寄せられる「教育ボランティア」をはじめ、「TA（ティーチング・アシスタント）」「メンタルフレンド」「学外研修補助」「夏期プール指導員」等さまざまな形で募集される活動の情報提供を行っています。

これらの情報は教師教育リサーチセンターの窓口やWebサイト・UNITAMA等でお知らせをしていますので、各自、確認をしてください。

なお、個人で開拓したり、知り合いから紹介してもらったりしても結構です。できるだけ多くの経験を積むようにしてください。

ボランティアを行う際に気をつけること

1 保険への加入

ボランティア活動は、大学の正課外で行う活動なので、ケガや事故があった場合、大学で加入している保険は適用されません。活動先で保険に入っているか（もしくは、加入できるか）をよく確認するようにしましょう。

2 大学の授業との兼ね合い

ボランティアを理由にした授業の欠席は公欠になりません。大学の授業を最優先とし、授業の空き時間や休日などを利用して活動してください。

3 教育ボランティアとしての心構え

- (1) 学校等からの要請に対する「お手伝い」ではなく、社会貢献と自己研鑽の活動であることを自覚し、責任を持って行動すること
- (2) ボランティアであっても、幼児・児童・生徒・保護者から見れば「先生」です。言動や服装に十分留意し、児童・生徒等の模範となるよう心がけること
- (3) ボランティア活動は、自分が主体的に参加するものであり、これによる大学での授業出席や単位修得について特別な配慮はされません。大学での活動に支障をきたさないよう、学校等の要請先と、活動日程や活動内容について相談し、自己管理すること
- (4) ボランティア活動先での本人のケガ、本人との関わりによる児童・生徒等のケガ、活動中の器物破損等事故については、大学で加入している傷害保険、損害保険は適用できません。保険の有無等については、事前にボランティア先に確認をしておくこと
- (5) 活動を通じて知りえた個人情報、活動中はもちろんのこと、活動完了後も外部に漏らしてはなりません。特にWebに書き込むことは厳禁です。また、写真やビデオ撮影も厳禁です
- (6) 住所、電話番号等連絡先やメールアドレスの交換などは絶対に行わないこと
活動内容や児童・生徒等との関わりの中で、わからないことがあった場合は、自分で判断せず、必ずボランティア活動先の教職員に相談し、指示を仰ぐこと
- (7) 決められた日時を守り、やむを得ず欠席・遅刻・早退をする場合には、事前にボランティア先に連絡をすること
- (8) ボランティア活動を越えて、児童・生徒等と会ったり、手紙やメールで交信する等は慎むこと

履修カルテ

教職実践演習

「教職実践演習」は、教育職員免許法施行規則の改定に伴い4年生の秋セメスターに開講される科目で、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するための総まとめとして位置づけられた科目です。この科目では、これまで以上に教員としての資質が問われる内容となっています。

なお、「教職実践演習」の履修に際して、「履修カルテ」を作成する必要があります。

履修カルテとは

1 目的

皆さんが教育職員免許状を取得するために履修した科目の中で、何を学んだのかを振り返るとともに、今後どのような学習が必要なのかを自分で考えるための手がかりにしてもらうためのものです。

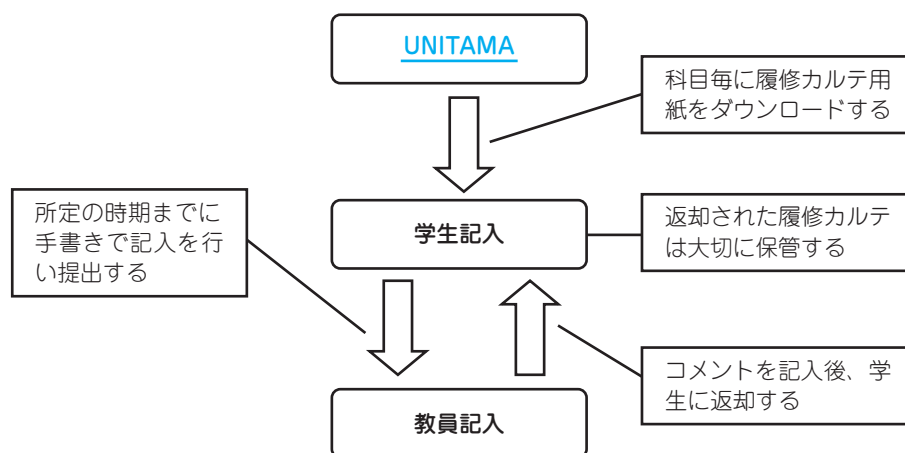
2 作成時期

教職課程の履修科目の受講を始めてから教育職員免許取得まで、継続して作成します。

3 内容

「1. 教職課程科目履修状況／資格・検定等取得状況」（教職課程科目履修状況等）、「2. 教職課程科目受講後のふりかえり」（教職に関する科目・教科に関する科目・教科又は教職に関する科目・66条の6に定める科目）、「3. 体験型学習のふりかえり」（インターンシップ・教育ボランティア等）、「4. 教育実習のふりかえり」、「5. 総括的な自己評価」（教職科目GPA・年度のふりかえりと今後の課題等）より構成されます。

4 作成手順



5 提出時期

UNITAMA 掲示にて指定します。

6 注意事項

「教職実践演習」を受講する際は必ず履修カルテを持参してください。

介護等体験

介護等体験は、教員志願者が個人の尊厳および社会連帯の理念に関する認識を深めるために、障害者・高齢者などに対する介護・介助・交流等の体験を行う機会です。

介護等体験の趣旨

介護等体験は「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）により、小学校・中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者に義務づけられています。

同法では、介護等体験とは「『障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験』であり、『義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から』体験が義務付けられています」（第1条）と記載されています。

介護等体験に対する心構え

介護等体験は、教育職員免許状（小学校および中学校）の取得を目指す学生にとって欠かすことのできない要件となっていますが、介護等体験を受け入れる特別支援学校や社会福祉施設等の現場は、皆さんに介護等体験の諸活動を通して対人援助の実際・人権尊重や関係形成の重要性を感じてもらうだけでなく、その目的や本来の役割等について理解を深めることを求めています。

したがって、皆さんは社会で重要な役割を担っている特別支援学校や社会福祉施設での体験において、現場を混乱させることのないよう前もって準備することが求められます。大学としては、事前指導として位置づけているガイダンスや講義出席を満たさない者、必要な書類の提出を行わない者、体験先を不安にさせないよう義務づけている麻疹抗体検査証（陽性）を提出しない者等は、特別支援学校や社会福祉施設に派遣できないと判断します。

なお、介護等体験を行うにあたり、下記の事項を強く意識してください。

- (1) 学生気分ではなく、教員を目指す者としての十分な自覚をもって臨むこと
- (2) その日、その日の目標と目的を持ち、受身的ではなく、主体的・積極的に行動すること
- (3) 真剣に、誠意と熱意と敬意をもって臨むこと
- (4) 学校・施設の教職員の方々の説明をよく聞き、指示に従って行動し、勝手な判断で行動しないこと
- (5) 行動は落ち着いて冷静に、かつ迅速に。利用者にはにこやかに優しく接すること

介護等体験の概要

1 対象

教職課程を履修している学生で、小学校および中学校の教育職員免許状取得を希望している2年生

* 取得希望の免許状が、幼稚園もしくは高等学校のみの場合は必要ありません。

* 当該学年においてSAEに参加する学生ならびに農学部生物環境システム学科の学生は、3年生で体験を実施します。

2 体験日数

本学では法令で定められている7日間の体験について、特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間で行います。

3 体験内容

具体的な体験内容については、受け入れ側に任されていますが、一般的には、介護・介助の他、高齢者や障害者の話し相手、散歩の付き添いなどです。

4 体験時期

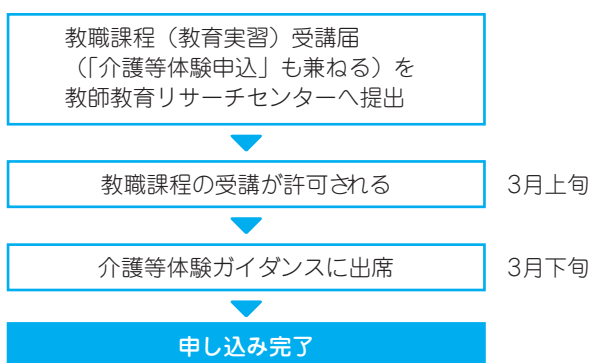
8月初旬～翌年3月の期間に行います。なお、具体的な体験日は、受け入れ施設・学校、社会福祉協議会・教育委員会・他大学との兼ね合いなど、さまざまな条件を総合して調整されるものです。皆さんが体験日を指定することはできません。

5 体験料

20,000円（社会福祉施設体験料、日誌、健康診断書、細菌検査料、通信費等）

- * 体験料は、指定された期日までに全額を納入しなければなりません。
- * 「教職課程（教育実習）受講届」を提出した時点で、介護等体験料は生じます。
- * いったん納入した体験料は、原則として返金できません。
- * 体験料は、社会福祉協議会への納入金額変更等により、今後改定されることがあります。

6 申し込みの手順（1年次第2セメスター）



教育実習

教育実習では、皆さん一人ひとりが「社会人」として見られ、「先生」と呼ばれます。自覚と責任のある行動をするようにしてください。

また、教育実習の実施までには、数多くの手続きや連絡を確実に行う必要があります。実際の手続きについては教師教育リサーチセンターからの指示を元に各自で責任を持って行ってください。勝手な自己判断による行動や、手続きに漏れ等が生じた場合、教育実習の受講ができなくなることもあります。

教育実習とは、教育職員免許状取得のための必修科目です。通常の講義科目とは異なり、教育の現場において一定期間「教員としての実務」に就くことを中心に、ガイダンスや事前指導を受講し、所定の要件をすべて満たして初めて単位を修得することができます。

大学在学中に、関係する科目の学修をしても、無資格でありながら授業を担当する機会を与えられ、専門職と同等の経験ができる「現場実習」は教職課程以外にはありません。また、その対象は日々成長、発達をとげつつある幼児・児童・生徒ですから、甘えや怠慢が許されるはずはありません。意識の上ではひとりの教師・社会人としての覚悟が必要です。その意味では、卒業後の進路がたとえ教職の道でなくとも、社会のどの分野に進んでも役立つ“インターンシップ”という側面を持っています。

教育実習の心得

教育実習は、特殊できわめて重要な科目です。実習校だけではなく、都道府県および市区町村の教育委員会との対外的な関係もあります。

また、現場実習では、園児・児童・生徒から「先生」と呼ばれるという特殊な立場でもあり、園児・児童・生徒に対する影響も大きいということを決して忘れないでください。さらに、実習校・園では、他大学からの実習生と比較されたうえで、本学の学生として評価されることも、しっかり心得ておいてください。

教育実習の目的

教育実習は、大学で学んだ教育に関する知識・技術を、教育の現場で実際に行い、直接肌で感じ、身をもって検証する機会です。校長・園長先生をはじめとする多くの教職員の指導を受けながら、「先生」と呼ばれるという立場で経験することになります。

これは単に教師の仕事の「見習い訓練」をするのではなく、園児・児童・生徒への教科の学習や、さまざまな行事やクラブ活動等の課外活動を支援する教師としての役割を体験し、幼児・児童・生徒たちとの理解をふまえた交流の在り方を模索し、学校という社会的制度の維持運営の課題を認識するなど、公教育に関して実践的・多面的に学ぶことを目的とするものです。

また、この現場実習を通じて、教師としての適性を判断したり、教職を志望していくうえで、その課題をつかんだりすることもきわめて重要となります。

時期と日数

免許状の希望				実習校種	時 期	日 数
幼稚園	小学校	中学校	高等学校			
●				幼稚園	3年次:第6セメスター 4年次:第7セメスター	2週間10日ずつ
●	●			幼稚園 小学校	5月初旬～6月末 日	4週間20日
	●			小学校		
		●		中学校	同上	教育学部は原則 4週間20日、 他学部は3週間 15日以上
		●	●	中学校 または 高等学校	同上	教育学部は原則 4週間20日、 他学部は3週間 15日以上
			●	高等学校	同上	2週間10日以上

* 実習校から上記以外の時期を指定された場合は教師教育リサーチセンターに相談すること。

* 教育学部のサブ免（小・中・高）もしくはダブル免許特別プログラムの実習については、

①実習時期はともに第8セメスターとする

②実習期間はともに原則2週間10日とするが、地域・学校により異なるケースもあるので注意すること

* 教育学部のサブ免（幼）の実習については第6セメスター（2週間10日）とする。

教育実習の進め方

1 実習校・実習園の決定

(1) 幼稚園

原則として、本人の希望を基に大学が配当します。

詳細は、教育実習園開拓ガイダンス（2年次・3年次）にて説明します。

(2) 小学校・中学校・高等学校

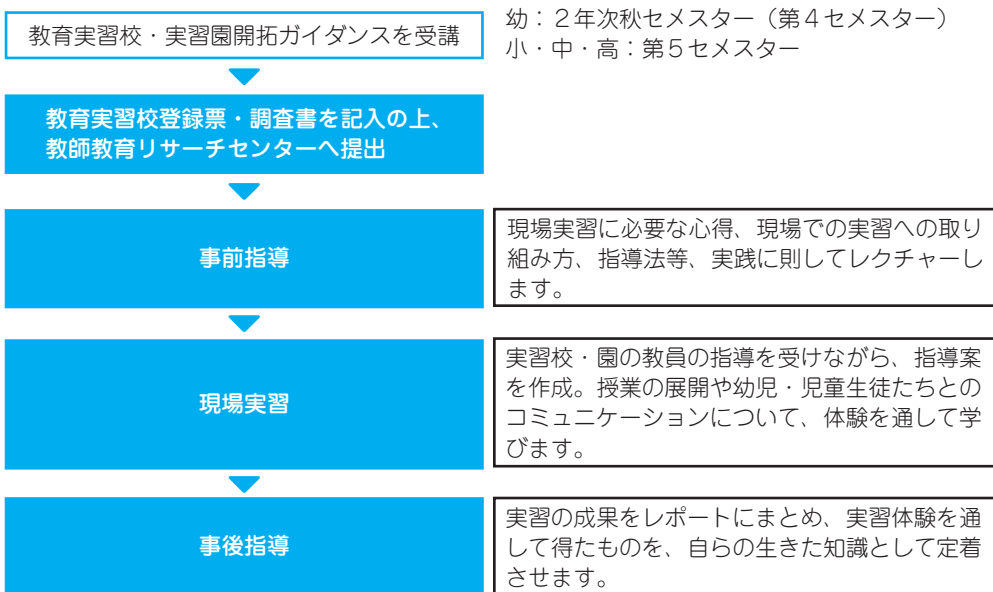
教育実習と教員採用は密接に関連しているため、自分が教員として働きたいと思う学校種・地域（教員採用試験を実施している都道府県ならびに政令指定都市）で行うのが望ましいでしょう。

ただし、地域によっては、出身校での実習を禁止する学校や、卒業生以外受け入れ不可の学校がありますので、各自で確認する必要があります。

なお、東京都の公立学校、また横浜市立小・中学校、川崎市立小・中学校、相模原市立小・中学校の実習希望者は、大学で取りまとめて申請を行います。

詳細は、3年次春に行う教育実習校開拓ガイダンスにて説明します。

2 実習までのスケジュール



3 受講料

1単位 1万円（履修単位数×1万円）

- *受講料は、指定された期日までに全額を納入しなければなりません。
- *いったん納入した受講料は、原則として返金できません。
なお、受講料は、経済状況の変動等により、今後改定されることがあります。

4 留意事項

教育実習は「教育」の実習ですから、「授業」の実習だけでなく、あらゆる教育の仕事について実習します。その勤務は教育実習の手引きに従い厳正でなければなりません。

実習生は実習校・園の方針に基づいて行動しなければなりません。ひとりよがりの考え方や行動によって、実習校・園の園児・児童・生徒に影響を与えることは許されません。

実習生はそれぞれクラスに配属されます。実習中は「園児・児童・生徒理解」を深め、人間的接触の機会を多くもつよう努力しなければなりません。特別活動にも積極的に参加すべきです。

実習生は授業を担当するたびに学習指導案を作成します。その作成にあたっては、実習校・園の指導教諭の指導を受けなければなりません。授業終了後は進んでその指導を受け、的確な反省を行い、次の授業運営の向上を目指さなければなりません。

実習生は日々の勤務や仕事の内容を「実習日誌」に詳細に記録し、実習校・園の指導教諭に提出しなければなりません。

教員採用試験

公立学校

公立学校における教員採用試験は、正式には「教員採用候補者選考試験（検査）」といい、さまざまな試験を実施して、教員の候補者として適した人材を選抜する試験です。多くの課題を抱える近年の学校教育においては優れた教師の確保が重要となっており、最近の教員採用試験では人物を重視する傾向にあります。

教員採用数と競争率

現在の教員採用試験は、長期的な採用増加期に入っており、これに伴い、競争率も低下しています。

しかし、採用状況は地域差が大きく、必ずしも採用者数が増えているわけではありません。採用者数が多く、競争率が低いのは、おおむね東京都、大阪府、愛知県を中心とした3大都市圏であり、地方では採用の厳しい環境が続いています。

こうした地域間格差に加え、校種間でも競争率には大きな差が生じています。小学校は採用者数が急増し、中学校も現在の競争率は全国平均で10倍以下に緩和されています。これに対し高等学校は教科にもよりますが依然として13倍程度の厳しい競争が続いています。

いずれにせよ、採用試験を突破するには、計画的な準備と情報収集、そして効率的な試験対策が必要です。

教員採用試験の内容

教員採用試験は基本的に1次試験と2次試験で構成されています（一部の県は1次・2次の区別なし）。筆記試験中心の1次試験で受験生を最終合格者の1.5倍～3倍にまで絞り込み、1次試験に合格した人だけが、面接や論作文、実技中心の2次試験に進むことができます。

1次試験は毎年、7月に行われています。北海道、東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州のブロックごとに同じ日に実施されるのが特徴です。もちろん、日程が重複しなければ、いくつかの都道府県を併願することもできます。

2次試験は8月上旬～9月末にかけて行われます。試験の内容は、主に面接試験や論作文試験、実技試験が行われますが、都道府県（市）によっては教養試験や専門試験を実施する場合もあります。試験の結果は9月中旬～10月中旬に発表され、合格（最終合格）すると「教員候補者名簿」に登録されます。

採用試験では、次のような内容が1次試験と2次試験に振り分けられて実施されています。ただし、都道府県ごとに形式や傾向は異なるので注意してください。

試験名	試験内容
筆記試験	教養試験と専門試験が行われます。教養試験は、教職に関する知識を問う教職教養と、一般的な知識を問う一般教養からなります。また専門試験は、志望する校種・教科に関する内容について出題されます。
論作文試験	教育論や実践的な指導方法のテーマを課し、受験者の人物像や教師としての考え方・資質を評価します。
面接試験	個人面接・集団面接・集団討論・模擬授業・場面指導など、さまざまな形態で行われます。最近では教員としての資質能力を兼ね備えているかを重視する傾向にあり、面接試験のウェイトが大きくなっています。そのため、2～3回面接を行ったり、模擬授業や場面指導を取り入れたりして、受験者の人物像や教師としての資質能力を多角的に評価します。
実技試験	小学校の音楽や体育、中学校・高校の英語・音楽・家庭・保健体育・工業・商業などの教科・科目で行われます。その教科・科目に関わる基本的な技術・技能を有しているかを判断します。
適性試験	教員の資質として要求される諸々の特性について、客観的に調べるために実施されます。主に、クレペリン検査・Y-G性格検査・MMPI（ミネソタ多面人格目録）などが用いられます。

試験の合格と採用

教員採用試験は、試験結果の上位者から順に「教員候補者名簿」に登載され、教員需給を調整した上で候補者名簿の中から採用内定が出されます。したがって、最終合格者数が教員需要数を上回った場合は採用されないことになります。ただし、候補者名簿は1年間有効ですので、採用されなかった場合でも、その期間内に教員の欠員が生じたときには採用されることがあります。しかし、採用がなかった場合は、次年度の試験を再受験しなければなりません。最近では、その年度の採用試験において候補者名簿に登載されながら採用されなかった者に対して、次年度の1次試験を免除するといった特別な措置をとる都道府県（市）が増えてきています。

なお採用内定者については、市町村教育委員会や学校長による面談を行った後、本採用・赴任校が決定します。

私立学校（園）

私立学校（園）における教員採用試験は、校種や自治体によって異なりますので、希望する学校（園）の求人があるのか、求人があるのならどんな選考試験を行うのか、ホームページ等から情報を収集しなければなりません。また教師教育リサーチセンターに届いた求人票から、情報収集するのも良いでしょう。いずれにしても、公立学校のように定期的に採用があるのではなく、欠員が出た場合の補充採用となりますので、積極的に行動することが必要です。

* 私学適性検査の受験が必須の場合、学校（園）が独自で行う採用試験とは別に、私学適性検査を受検しなければなりません。

本学の教員採用試験対策

実施月	講 座	1 年	2 年	3 年	4 年	受講料
4 月	教員採用模擬試験		●	●	●	★有料
	保育士就職模擬試験		●	●	●	★有料
	私立教育就職ガイダンス（小・中・高）				●	無料
4～5 月	教員採用模擬試験（主に地方向け）		●	●	●	★有料
	公立学校教員採用選考 学内説明会（東京）	●	●	●	●	無料
	公立学校教員採用選考 学内説明会（千葉）	●	●	●	●	無料
	公立学校教員採用選考 学内説明会（神奈川）	●	●	●	●	無料
	公立学校教員採用選考 学内説明会（横浜）	●	●	●	●	無料
	公立学校教員採用選考 学内説明会（川崎）	●	●	●	●	無料
	教職課程基礎講座	●				無料
6 月	教員採用試験対策講座Ⅰ	●	●	●		無料
	保育士採用試験対策講座Ⅰ	●	●	●		無料
7 月	幼稚園教諭・保育士・福祉職直前就職ガイダンス				●	無料
	教員採用試験対策講座Ⅵ（一次試験面接対策）				●	無料
	教員採用試験対策講座Ⅱ（履歴書・論作文①）	●	●	●		★有料
	保育士採用試験対策講座Ⅱ（履歴書・論作文①）	●	●	●		★有料
	保育士試験直前対策ガイダンス				●	無料
7～8 月	教員採用試験対策講座Ⅶ（二次試験直前）				●	無料
	保育士採用試験対策講座Ⅶ（二次試験直前）				●	無料
	教養科目・夏期集中講座	○	●	●	●	★有料
10 月	専門科目・夏期集中講座（小学校・中高科目限定）	○	●	●	●	★有料
	教員採用試験対策講座Ⅸ（登載者対象）				●	無料
	保育士採用試験対策講座Ⅸ（登載者対象）				●	無料
	教員・保育士就職ガイダンス			●		無料
10～11 月	公立学校教員採用選考〈秋季〉学内説明会（東京）	●	●	●	●	無料
	教員採用模擬試験（トライアル模擬試験）	●	●	○		★有料
12 月	教員採用模擬試験（プレイバック模擬試験）	○	●	●	●	★有料
	公立学校教員採用選考〈秋季〉学内説明会（川崎市）	●	●	●	●	無料
	公立学校教員採用選考〈秋季〉学内説明会（さいたま市）	●	●	●	●	無料
	教員採用模擬試験・対策ガイダンス（学年別）	●	●	●		無料
	教員採用試験対策講座Ⅱ（面接・エントリーシート・論作文②）	●	●	●		★有料
	保育士採用試験対策講座Ⅲ（面接・エントリーシート・論作文②）	●	●	●		★有料
2 月	幼稚園ガイダンス（1・2年生向け）	●	●			無料
	保育士ガイダンス（1・2年生向け）	●	●			無料
	公立幼稚園・公立保育士対策ガイダンス		●	●		無料
	教員採用試験対策講座Ⅳ（集中）	●	●	●		★有料
	保育士採用試験対策講座Ⅳ（集中）	●	●	●		★有料
3 月	教員希望者直前就職ガイダンス（希望地調査）			●		無料
	保育士希望者直前就職ガイダンス（希望地調査）			●		無料
	教員採用試験対策講座Ⅴ（論作文③）	●	●	●		★有料
	保育士採用試験対策講座Ⅴ（論作文③）	●	●	●		★有料
通年	教職研究室での個別相談	●	●	●	●	無料
	キャリアカウンセリング（個別相談）	●	●	●	●	無料
	玉塾（自主勉強会）	●	●	●	●	無料

* 受講料の金額は掲示ならびに UNITAMA で確認してください。
上記以外にも必要に応じて講座等を開講します。

Ⅲ

教育職員免許状取得の ための履修案内

教科に関する科目

■履修上の留意事項

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

- * 余剰単位は「教科又は教職に関する科目」に充てることができます。

教職に関する科目

■履修上の留意事項

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

- * 余剰単位は「教科又は教職に関する科目」に充てることができます。
- * 各教科の指導法は取得しようとする免許の教科以外、「教職に関する科目」の余剰単位として、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。
- * 「教育実習」5単位分を修得した場合、他の免許種で「教育実習」3単位で要件を満たすときには流用できます。ただし、2単位分を「教職に関する科目」の余剰単位として、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

教科又は教職に関する科目

■履修上の留意事項

- 「教科又は教職に関する科目」または最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」もしくは「教職に関する科目」について、併せて幼1種＝10単位、小1種＝10単位、小2種＝2単位、中1種＝8単位、高1種＝16単位以上修得してください。

例えば

幼1種免の場合	最低修得単位	修得単位	
教職に関する科目	= 35単位	40単位	= 5単位余剰
教科に関する科目	= 6単位	11単位	= 5単位余剰
教科又は教職に関する科目	= 10単位	0単位	←

(余剰分の10単位を充てることができます)

*指導法は、取得しようとする免許状の教科以外、余剰単位として充ててはできません。

幼稚園1種免許状の場合の例

	教職に関する科目 (35単位以上)	教科に関する科目 (6単位以上)	教科又は教職に関する科目 (10単位以上)
A	修得単位数 35単位	修得単位数 6単位	修得単位数 10単位
B	修得単位数 39単位 余剰単位数 (4単位)	修得単位数 8単位 余剰単位数 (2単位)	修得単位数 4単位 余剰単位数 (6単位)
C	修得単位数 40単位 余剰単位数 (5単位)	修得単位数 11単位 余剰単位数 (5単位)	余剰単位数 (10単位)

「教科又は教職に関する科目」の単位の修得方法は、A・B・Cいずれの方法でも可。

免許法施行規則66条の6に定める科目

■履修上の留意事項

「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の各カテゴリーから、学部・学科ごとに定められている科目を2単位ずつ、合計8単位修得すること。

*余剰単位があったとしても、他のカテゴリーに充ててはできません。



教科に関する科目

● 中学校教諭 1 種免許状

社 会

文学部 人間学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	中 2	
日本史及び外国史	20	○日本史	2	6		
		○外国史 A	2			
		○外国史 B	2			
地理学（地誌を含む。）		○地理学（地誌を含む）	2 2 2	2		
「法律学、政治学」		法学（国際法を含む） 政治学（国際政治を含む） 国際関係論	2 2 2	2 以 上	} 必修選択	
「社会学、経済学」	社会学 経済学（国際経済を含む） 現代文明論	2 2 2	4 以 上	} 必修選択		
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論 倫理学概論 宗教哲学 人間関係論 西洋哲学思想史 東洋思想史	2 2 2 2 2 2	2 以 上		} 1科目必修選択	
	20	免許状取得に必要な単位数				20

〔備考〕 ○印は必修科目

(1) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目群に同一名称により開設されている科目がありますが（科目記号・番号を異にする）、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目群ではなく、人間学科科目群の中から履修してください。ただし、「社会学」と「経済学（国際経済を含む）」については、ユニバーシティ・スタンダード科目群の中から履修してください。

公 民

教科に関する科目

文学部 人間学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位	高 1	
「法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」	20	法律学（国際法を含む） 政治学（国際政治を含む） 国際関係論	2 2 2	2 以 上	} 必修選択
「社会学、経済学 （国際経済を含む。）」		社会学 経済学（国際経済を含む） 現代文明論	2 2 2	4 以 上	
「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」		哲学概論 倫理学概論 宗教哲学 心理学 人間関係論 西洋哲学思想史 東洋思想史	2 2 2 2 2 2 2	2 以 上	} 1科目必修選択
	20	免許状取得に必要な単位数		20	

〔備考〕

- (1) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目群に同一名称により開設されている科目がありますが（科目記号・番号を異にする）、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目群ではなく、人間学科科目群の中から履修してください。ただし、「社会学」と「経済学（国際経済を含む）」については、ユニバーシティ・スタンダード科目群の中から履修してください。

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

英 語

教科に関する科目

文学部 比較文化学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
英語学	20	○English Phonetics	2	20	
		○English Grammar	2		
		EIC in Language Studies	2		
		○EIC in Language Teaching	2		
		言語研究入門 A	2		
		言語研究入門 B	2		
		英語教育概論	2		
		入門期英語教育	2		
		社会言語学	2		
		心理言語学	2		
		言語習得論	2		
英米文学		○British Literature	2		
		○American Literature	2		
英語コミュニケーション		○English for Intercultural Communication A	2		
		○English for Intercultural Communication B	2		
		EIC in Selected Topics A	2		
		EIC in Selected Topics B	2		
異文化理解	20	○EIC in Cultural Studies	2		
		英米文化研究	2		
		異文化間コミュニケーション研究	2		
		英語圏のことばと文化	2		
		比較文化論（英語圏）	2		
		多文化教育論	2		
	20	免許状取得に必要な単位数		20	

〔備考〕 ○印は必修科目

教職に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

文学部

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単位		科 目	単位	中 1	高 1	
に教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	○教師論	2	2	2	
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）						
	進路選択に資する各種の機会の提供等						
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	○教育の原理 教育哲学 日本教育史 西洋教育史	2 2 2 2	6 以 上	6 以 上	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		○人間の発達と学習 発達心理学 特別支援教育 学習心理学 教育心理学 発達発達論	2 2 2 2 2 2			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		○学校制度と社会 教育社会学 教育行政学 生涯学習概論 環境教育	2 2 2 2 2			
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	高6／ 中12	○教育課程編成論	2	2	2	※①②
	各教科の指導法		○社会科指導法Ⅰ（中学） ○社会科指導法Ⅱ（中学） ○社会公民科指導法Ⅰ ○社会公民科指導法Ⅱ ○英語科指導法Ⅰ ○英語科指導法Ⅱ 英語科指導法Ⅲ 英語科指導法Ⅳ 英語科指導法（総合）	2 2 2 2 2 2 2 2 2	4	4	
	道徳の指導法		○道徳教育の理論と方法	2	2	—	
	特別活動の指導法		○特別活動の指導法	2	2	2	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○教育の方法と技術 コンピュータと学習支援 教育方法学	2 2 2	4	2	
に生徒指導、進路指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	○児童理解と教育相談 ○生徒理解と教育相談	2 2	4	4	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
	進路指導の理論及び方法						
教育実習（事前・事後の指導1単位を含む）		中5 高3	○教育実習（中学校） ○教育実習（高等学校）	5 3	5 —	— 3	
教職実践演習		2	○教職実践演習（中・高）	2	2	2	
中学校 高等学校	31 23		免許状取得に必要な単位数	社会 公民 英語	33	27	※④⑤

〔備考〕 ○印は必修科目

※① 各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科ごとに履修してください。

※② 「教職に関する科目」の余剰単位として、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

※③ 「道徳教育の理論と方法」は、中1種免のみ必修。高1種免申請の場合は「教科又は教職に関する科目」として充てられます。

※④ 社会（中1種）の免許状を取得する場合は、「社会科指導法Ⅰ・Ⅱ」を、公民（高1種）の免許状を取得する場合は、「社会公民科指導法Ⅰ・Ⅱ」を履修してください。

※⑤ 社会（中1種）、公民（高1種）の免許状を同時に取得しようとする場合、「社会公民科指導法Ⅰ・Ⅱ」は必ず履修してください。

教科又は教職に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

文学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	中 8 高 16	○全人教育論 2 異文化理解と教育 2 生命と性の教育 2 精神保健 2 情報メディアの活用 2 道徳教育の理論と方法 2	2 2 2 2 2 2	} 中 8 } 高 16	人間学科のみ 高 1 種免のみ

〔備考〕 ○印は必修科目

※ 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.34～35 参照）。

免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

文学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	健康教育 体育	1 1	2	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2	2	人間学科のみ
		EFL101	4		} 比較文化学科のみ
		EFL102	4		
		EFL201	4		
情報機器の操作	2	マルチメディア表現	2	2	
		ネットワーク入門	2		
		情報科学入門	2		
		データ処理	2		

教科に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

理 科

農学部 生物資源学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
物理学	20	○物理学	2	20	農学部教職関連科目群
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○物理学実験	1		
化学		○化学基礎	2		生命化学科開講科目 } 生命化学科開講科目
		有機化学概論	2		
		分析化学	2		
		生化学	2		
		遺伝子情報化学	2		
		植物栄養学	2		
		栄養生理化学	2		
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○基礎化学実験	1		
生物学		○生物学	2		生物環境システム学科開講科目 } 生物環境システム学科開講科目 生命化学科開講科目
		植物生理学	2		
		植物形態学	2		
		動物生理学	2		
		生態学概論	2		
		動物行動生態学	2		
	分子生物学	2			
	動物行動学	2			
	植物分類学	2			
	保全生物学	2			
	分子系統進化学	2			
	バイオインフォマティクス概論	2			
	微生物学	2			
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○生物学実験	1			
地学	○地学	2	農学部教職関連科目群 生命化学科開講科目 生物環境システム学科開講科目		
	土壌圏化学	2			
	生物環境物理学	2			
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○地学実験	1	農学部教職関連科目群		
	20	免許状取得に必要な単位数		20	

〔備考〕 ○印は必修科目

●高等学校教諭 1 種免許状

農 業

教科に関する科目

農学部 生物資源学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考	
科 目	単位	科 目	単位			
農業の関係科目	20	植物資源学	2	20	生物環境システム学科開講科目	
		作物学	2			
		動物資源学Ⅰ	2			生物環境システム学科開講科目
		動物資源学Ⅱ	2			
		農学概論	2			
		遺伝子工学	2			
		持続的農業システム学	2			
		動物環境管理学	2			
		生物環境利用学A	2			
		生物環境利用学B	2			
		育種学	2			
		応用動物学	2			
		学外実習	1		生物環境システム学科開講科目	
		作物生産管理学	2			
		応用昆虫学	2			
		緑地環境学	2			
		国際開発論	2			
		園芸学	2			
		植物病理学	2			
		農業マーケティング論	2			
		農薬化学	2			
		生命倫理学	2			
		生物資源学実験Ⅰ	1			
		○フィールド実習Ⅰ	1			
		フィールド実習Ⅱ	1			
		生物環境実習Ⅰ	1			
		生物環境実習Ⅱ	1			
職業指導		○職業指導Ⅰ	2	20	生物環境システム学科開講科目 生命化学科開講科目	
		職業指導Ⅱ	2			
	20	免許状取得に必要な単位数		20		

〔備考〕○印は必修科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

理 科

教科に関する科目

農学部 生物環境システム学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考	
科 目	単位	科 目	単位			
物理学	20	○物理学	2	20		
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○物理学実験	1		農学部教職関連科目群	
化学		○化学基礎	2		生命化学科開講科目	
		有機化学概論	2			
		分析化学	2			
		生物化学Ⅰ	2			
		遺伝子情報化学	2			
		植物栄養学	2			
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○基礎化学実験	1			
生物学		○生物学	2		20	生物資源学科開講科目
		生物学基礎	2			
		環境生物科学	2			
		生態学概論	2			
		動物行動生態学	2			生物資源学科開講科目
		分子生物学	2			
	地球環境と生態系	2				
	生態系保全学	2				
	動物行動学	2	生命化学科開講科目			
	植物分類学	2				
	植物生理生態・分類学	3				
	保全生物学	2				
	微生物学	2				
	環境倫理学	2				
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○生物学実験	1				
	生物環境実験Ⅰ	1				
	生物環境実験Ⅱ	1				
地学	○地学	2	農学部教職関連科目群 生命化学科開講科目			
	土壌圏化学	2				
	生物環境物理学	2				
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○地学実験	1	農学部教職関連科目群			
	20	免許状取得に必要な単位数		20		

〔備考〕 ○印は必修科目

●高等学校教諭 1 種免許状

農 業

教科に関する科目

農学部 生物環境システム学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
農業の関係科目	20	植物資源学	2	20	生物資源学科開講科目
		作物学	2		
		動物資源学Ⅰ	2		
		動物資源学Ⅱ	2		
		遺伝子工学	2		
		持続的農業システム学	2		
		動物環境管理学	2		
		生物環境利用学A	2		
		生物環境利用学B	2		
		生物環境システム学概論	2		
		育種学	2		生物資源学科開講科目
		応用動物学	2		
		学外実習	1		
		作物生産管理学	2		
		応用昆虫学	2		
		緑地環境学	2		
		国際開発論	2		生物資源学科開講科目
		園芸学	2		
		植物病理学	2		
		農業マーケティング論	2		
		農薬化学	2		生命化学科開講科目
		生命倫理学	2		生物資源学科開講科目
		植物繁殖学	3		生物資源学科開講科目
		地域環境論	2		
		地域環境研究	2		
		生物資源学実験Ⅰ	1		
		フィールド実習Ⅰ	1		
		フィールド実習Ⅱ	1		
		○生物環境実習Ⅰ	1		
		○生物環境実習Ⅱ	1		
		生物環境実習Ⅲ	1		
職業指導	20	○職業指導Ⅰ	2	農学部教職関連科目群	
		職業指導Ⅱ	2		
	20	免許状取得に必要な単位数		20	

〔備考〕 ○印は必修科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

理 科

教科に関する科目

農学部 生命化学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
物理学	20	○物理学	2	20	農学部教職関連科目群
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○物理化学	2		
化学		○物理学実験	1		
		○化学Ⅰ	2		
		○化学Ⅱ	2		
		分析化学	2		
		有機化学Ⅰ	2		
		有機化学Ⅱ	2		
		生物化学Ⅰ	2		
		生物化学Ⅱ	2		
		遺伝子情報化学	2		
		遺伝子工学	2		
植物生理学		2			
植物栄養学		2			
栄養生理化学		2			
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○基礎化学実験	1			
生物学	生命化学実験Ⅰ	4			
	生命化学実験Ⅱ	4			
	○生物学基礎	2			
	環境生物科学	2			
	分子生物化学	2			
	細胞生物学	2			
微生物学	2				
応用微生物学	2				
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○生物学実験	1			
地学	○地学	2	農学部教職関連科目群		
	土壌圏化学	2		生物環境システム学科開講科目	
	生物環境物理学	2			
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○地学実験	1	農学部教職関連科目群		
	20	免許状取得に必要な単位数		20	

〔備考〕 ○印は必修科目

教職に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

農学部

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考			
科 目		単位	科 目	単位	中 1	高 1				
に教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	○教師論	2	2	2				
	教員の職務内容（研修、服 務及び身分保障等を含む。）									
	進路選択に資する各種の 機会の提供等									
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に 関する歴史及び思想	6	○教育の原理 教育哲学 日本教育史 西洋教育史	2 2 2 2	6	6				
	幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童 及び生徒の心身の発達及 び学習の過程を含む。）		○人間の発達と学習 発達心理学 特別支援教育 学習心理学 教育心理学 発育発達論	2 2 2 2 2 2						
	教育に関する社会的、制 度的又は経営的事項		○学校制度と社会 教育社会学 教育行政学 生涯学習概論 環境教育	2 2 2 2 2						
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	高6／中12	○教育課程編成論	2	2	2				
	各教科の指導法		○理科指導法Ⅰ ○理科指導法Ⅱ 理科指導法Ⅲ 理科指導法Ⅳ	2 2 2 2	4	4	※①②			
			○農業科指導法Ⅰ ○農業科指導法Ⅱ	2 2						
			○道徳教育の理論と方法	2				2	—	※③
			○特別活動の指導法	2				2	2	
	教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）		○教育の方法と技術 コンピュータと学習支援 教育方法学	2 2 2	4	2				
に談及び進路指導、 教育相 に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	○児童理解と教育相談 ○生徒理解と教育相談	2 2	4	4				
	教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法									
	進路指導の理論及び方法									
教育実習（事前・事後の指導1単 位を含む）		中5 高3	○教育実習（中学校） ○教育実習（高等学校）		5 3	5 —	— 3			
教職実践演習		2	○教職実践演習（中・高）		2	2	2			
中学校 高等学校		31 23	免許状取得に 必要な単位数	理科 農業	33	27				

【備考】 ○印は必修科目

※① 各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科ごとに履修してください。

※② 「教職に関する科目」の余剰単位として、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

（例）理科（中1種、高1種）および農業（高1種）の免許状を取得しようとする場合、理科の免許状を申請する際には「農業科指導法Ⅰ・Ⅱ」を「教職に関する科目」の余剰単位として充てることができません。

※③ 「道徳教育の理論と方法」は、中1種免のみ必修。高1種免申請の場合は「教科又は教職に関する科目」として充てられます。

教科又は教職に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

農学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	中 8 高 16	○全人教育論 2 異文化理解と教育 2 生命と性の教育 2 情報メディアの活用 2 道徳教育の理論と方法 2	2 2 2 2 2	} 中 8 高 16	高 1 種免のみ

〔備考〕 ○印は必修科目

※ 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.34～35 参照）。

免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

農学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	健康教育 体育	1 1	2	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2	2	
情報機器の操作	2	マルチメディア表現 2 ネットワーク入門 2 情報科学入門 2 データ処理 2	2 2 2 2	2	



教科に関する科目

●高等学校教諭 1 種免許状

工業

工学部 機械情報システム学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
工業の関係科目	20	設計製図Ⅰ	1	18	
		設計製図Ⅱ	1		
		CAD	1		
		工作機械	2		
		工作実習	1		
		直流回路	2		
		○交流回路	2		
		工学専門実験Ⅰ	1		
		工学専門実験Ⅱ	1		
		創造設計	1		
		○材料力学	2		
		工業材料学	2		
		材料加工法	2		
		資源工学	2		
		○熱力学	2		
		伝熱科学	2		
		クリーンエネルギー工学	2		
		バイオエネルギー工学	2		
		流れの力学	2		
		○流体力学	2		
		○機械力学	2		
		機構学Ⅰ	2		
		機構学Ⅱ	2		
		振動工学	2		
		バイオ機械	2		
		モータ工学	2		
		電子回路Ⅰ	2		
		○電子回路Ⅱ	2		
		論理回路	2		
		電磁気学	2		
		電磁波工学	2		
		通信工学	2		
		情報通信システム	2		
		通信法規	2		
		計測工学	2		
		制御工学	2		
		組込システム	2		
		量子情報概論	2		
		ロボティクス概論	2		
		人工知能	2		
職業指導		○職業指導Ⅰ	2	2	
		職業指導Ⅱ	2		
	20	免許状取得に必要な単位数		20※	

〔備考〕 ○印は必修科目
 ※「教科又は教職に関する科目」の高校 16 単位は、基本的に「教科に関する科目」を規定の 20 単位より多く修得することによって充足させなければならない。

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

数 学

教科に関する科目

工学部 ソフトウェアサイエンス学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
代数学	20	○代数学Ⅰ	2		
		代数学Ⅱ	2	※	
		代数学Ⅲ	2		
幾何学		○幾何学Ⅰ	2		
		幾何学Ⅱ	2	※	
		幾何学Ⅲ	2		
解析学		○解析学Ⅰ	2		
		解析学Ⅱ	2	※	※これら8科目より 5科目必修選択
		微分方程式Ⅰ	2		
		微分方程式Ⅱ	2		
		複素解析Ⅰ	2	※	
		複素解析Ⅱ	2		
		フーリエ解析	2		
「確率論、統計学」		○確率統計学Ⅰ	2		
		確率統計学Ⅱ	2	※	
コンピュータ		○プログラミングⅠ	2		
		プログラミングⅡ	2	※	
		アルゴリズムとデータ構造	2	※	
		数値解析プログラミング	2	※	
	20	免許状取得に必要な単位数		20 ※	

〔備考〕○印は必修科目

※「教科又は教職に関する科目」の中学8単位、高校16単位は、基本的に「教科に関する科目」を規定の20単位より多く修得することによって充足させなければならない。

「教科に関する科目」はソフトウェアサイエンス学科で開講する科目に限る。

●高等学校教諭 1 種免許状

情 報

教科に関する科目

工学部 ソフトウェアサイエンス学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
情報社会及び情報倫理	20	○情報倫理と社会	2		
コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)		○情報科学入門	2		実習を含む 実習を含む 実習を含む
		オブジェクト指向プログラミング	2		
		ウィンドウプログラミング	2		
		○ソフトウェアサイエンス実験Ⅰ	2		
情報システム (実習を含む。)		○データベース	2		実習を含む
	20	○情報システム	2		
		オペレーティングシステム	2		
情報通信ネットワーク (実習を含む。)		○ネットワーク技術Ⅰ	2		実習を含む 実習を含む } これら5科目より 1科目必修選択
		ネットワーク技術Ⅱ	2		
		データ通信基礎	2		
		データ通信応用	2		
		情報セキュリティ	2		
		ソフトウェアサイエンス実験Ⅱ	2		実習を含む
マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)		○マルチメディア処理	2		実習を含む } これら3科目より 1科目必修選択
		コンピュータグラフィックス	2		
		イメージプロセッシング	2		
		コンピュータアニメーション	2		
情報と職業		○情報処理技術	2		
		情報処理技術演習	1		
	20	免許状取得に必要な単位数		20 ※	

〔備考〕 ○印は必修科目

※ 「教科又は教職に関する科目」の高校16単位は、基本的に「教科に関する科目」を規定の20単位より多く修得することによって充足させなければならない。
「教科に関する科目」はソフトウェアサイエンス学科で開講する科目に限る。

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

数 学

教科に関する科目

工学部 マネジメントサイエンス学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
代数学	20	○代数学Ⅰ	2		
		代数学Ⅱ	2		
		代数学Ⅲ	2		
幾何学		○幾何学Ⅰ	2		
		幾何学Ⅱ	2		
		幾何学Ⅲ	2		
解析学		○解析学Ⅰ	2		
		解析学Ⅱ	2		
		微分方程式Ⅰ	2		
		微分方程式Ⅱ	2		
		複素解析Ⅰ	2		
		複素解析Ⅱ	2		
		ベクトル解析	2		
「確率論、統計学」		○確率統計学Ⅰ	2		
		確率統計学Ⅱ	2		
		オペレーションズリサーチ	2		
		統計的方法	2		
		実験計画法	2		
コンピュータ		○プログラミング基礎	2		
		数値解析プログラミング	2		
	20	免許状取得に必要な単位数		20 ※	

〔備考〕 ○印は必修科目

※ 「教科又は教職に関する科目」の中学8単位、高校16単位は、基本的に「教科に関する科目」を規定の20単位より多く修得することによって充足させなければならない。

「教科に関する科目」はマネジメントサイエンス学科で開講する科目に限る。

教職に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

工学部

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考		
科 目		単位	科 目	単位	中 1	高 1			
に教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	○教師論	2	2	2			
	教員の職務内容（研修、服 務及び身分保障等を含む。）								
	進路選択に資する各種の 機会の提供等								
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に 関する歴史及び思想	6	○教育の原理 教育哲学 日本教育史 西洋教育史	2 2 2 2	6	6			
	幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童 及び生徒の心身の発達及 び学習の過程を含む。）		○人間の発達と学習 発達心理学 特別支援教育 学習心理学 教育心理学 発育発達論	2 2 2 2 2 2					
	教育に関する社会的、制 度的又は経営的事項		○学校制度と社会 教育社会学 教育行政学 生涯学習概論 環境教育	2 2 2 2 2					
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	高6 ／ 中12	○教育課程編成論	2	2	2			
	各教科の指導法		○数学科指導法Ⅰ ○数学科指導法Ⅱ 数学科指導法Ⅲ 数学科指導法Ⅳ	2 2 2 2	4	4	※①②		
			○工業科指導法Ⅰ ○工業科指導法Ⅱ	2 2					
			○情報科指導法Ⅰ ○情報科指導法Ⅱ	2 2					
	道徳の指導法		○道徳教育の理論と方法	2	2	—	※③		
	特別活動の指導法		○特別活動の指導法	2	2	2			
	教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）		○教育の方法及び技術 コンピュータと学習支援 教育方法学	2 2 2	4	2			
に談及び進路指導、教育相 関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	○児童理解と教育相談 ○生徒理解と教育相談	2 2	4	4			
	教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法								
	進路指導の理論及び方法								
教育実習（事前・事後の指導1単 位を含む）		中5 高3	○教育実習（中学校） ○教育実習（高等学校）		5 3	5 —	— 3		
教職実践演習		2	○教職実践演習（中・高）		2	2	2		
中学校 高等学校	31 23	免許状取得に 必要な単位数	数学 情報 工業		33	27			

〔備考〕 ○印は必修科目
※① 各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科ごとに履修してください。
※② 「教職に関する科目」の余剰単位として、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。
（例）数学（中1種、高1種）および情報（高1種）の免許状を取得しようとする場合、数学の免許状を申請する際には「情報科指導法Ⅰ・Ⅱ」を「教職に関する科目」の余剰単位として充てることができません。
※③ 「道徳教育の理論と方法」は、中1種免のみ必修。高1種免申請の場合は「教科又は教職に関する科目」として充てられます。

教科又は教職に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

工学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	中 8 高 16	○全人教育論 2 異文化理解と教育 2 生命と性の教育 2 情報メディアの活用 2 道德教育の理論と方法 2	2 2 2 2 2	} 中 8 } 高 16	高 1 種免のみ

〔備考〕 ○印は必修科目

※ 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.34～35 参照）。

免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

工学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	健康教育 体育	1 1	2	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション EFL101 EFL102 EFL201	2 4 4 4	2	ソフトウェアサイエンス学科、 マネジメントサイエンス学科のみ
情報機器の操作	2	マルチメディア表現 ネットワーク入門 情報科学入門 データ処理 プログラミング基礎 プログラミング I	2 2 2 2 2 2	2	マネジメントサイエンス学科のみ 機械情報システム学科のみ

経営学部

教科に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

英 語

経営学部 国際経営学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
英語学	20	○イングリッシュ・グラマー	2	20	
		○音声学	2		
		英語史	2		
		言語習得論	2		
		○応用言語学	2		
		意味論	2		
英米文学		○イギリス文学	2		
		イギリス文学特別研究	2		
		○アメリカ文学	2		
		アメリカ文学特別研究	2		
英語コミュニケーション		EFL101	4		
		EFL102	4		
		EFL201	4		
		EFL202	4		
		EFL301	4		
		EFL302	4		
		EFL401	4		
		EFL402	4		
		イングリッシュ・ワークショップA	3		
		イングリッシュ・ワークショップB	3		
		イングリッシュ・ワークショップC	3		
異文化理解		○異文化間コミュニケーション論	2		
		地域研究（アメリカ）	2		
		メディア・イングリッシュ	2		
	20	免許状取得に必要な単位数		20	

〔備考〕 ○印は必修科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

英 語

教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
英語学	20	○イングリッシュ・文法	2	20	
		○音声学	2		
		英語史	2		
		言語習得論	2		
		○応用言語学	2		
		意味論	2		
英米文学		○イギリス文学	2		
		イギリス文学特別研究	2		
		○アメリカ文学	2		
		アメリカ文学特別研究	2		
英語コミュニケーション		EFL101	4		
		EFL102	4		
		EFL201	4		
		EFL202	4		
		EFL301	4		
		EFL302	4		
		EFL401	4		
		EFL402	4		
		イングリッシュ・ワークショップA	3		
		イングリッシュ・ワークショップB	3		
		イングリッシュ・ワークショップC	3		
異文化理解		○異文化間コミュニケーション論	2		
		地域研究（アメリカ）	2		
		メディア・イングリッシュ	2		
	20	免許状取得に必要な単位数		20	

〔備考〕 ○印は必修科目

教職に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

経営学部

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単位		科 目	単位	中 1	高 1	
に教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	○教師論	2	2	2	
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）						
	進路選択に資する各種の 機会の提供等						
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に 関する歴史及び思想	6	○教育の原理 教育哲学 日本教育史 西洋教育史	2 2 2 2	6 以 上	6 以 上	
	幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童 及び生徒の心身の発達及 び学習の過程を含む。）		○人間の発達と学習 発達心理学 特別支援教育 学習心理学 教育心理学 発達発達論	2 2 2 2 2 2			
	教育に関する社会的、制 度的又は経営的事項		○学校制度と社会 教育社会学 教育行政学 生涯学習概論 環境教育	2 2 2 2 2			
科目 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	高 6 / 中 12	○教育課程編成論	2	2	2	
	各教科の指導法		○英語科指導法Ⅰ ○英語科指導法Ⅱ 英語科指導法Ⅲ 英語科指導法Ⅳ	2 2 2 2	4	4	
	道徳の指導法		○道徳教育の理論と方法	2	2	—	※①
	特別活動の指導法		○特別活動の指導法	2	2	2	
	教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）		○教育の方法と技術 コンピュータと学習支援 教育方法学	2 2 2	4	2	
に生徒指導、進路指導、教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	○児童理解と教育相談 ○生徒理解と教育相談	2 2	4	4	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
	進路指導の理論及び方法						
教育実習（事前・事後の指導 1 単位を含む）	中 5 高 3		○教育実習（中学校） ○教育実習（高等学校）	5 3	5 —	— 3	
教職実践演習	2		○教職実践演習（中・高）	2	2	2	
中学校 高等学校	31 23		免許状取得に必要な単位数	英語	33	27	

〔備 考〕 ○印は必修科目

※① 「道徳教育の理論と方法」は、中 1 種免のみ必修。高 1 種免申請の場合は「教科又は教職に関する科目」として充てられます。

教科又は教職に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

経営学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	中 8 高 16	○全人教育論 2 異文化理解と教育 2 生命と性の教育 2 情報メディアの活用 2 道德教育の理論と方法 2	2 2 2 2 2	} 中 8 } 高 16	高 1 種免のみ

〔備考〕 ○印は必修科目

※ 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.34～35 参照）。

免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

経営学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	健康教育 体育	1 1	2	
外国語コミュニケーション	2	EFL101 EFL102 EFL201	4 4 4	2	
情報機器の操作	2	マルチメディア表現 ネットワーク入門 情報科学入門 データ処理	2 2 2 2	2	

教育学部

教科に関する科目

- 幼稚園教諭 1 種免許状
- 小学校教諭 1 種免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位					備考
科 目		科 目	単位	小 1	小 2	幼 1	幼 2	小1・幼1	
国語（書写を含む。）		国語	2	4 科目 8 単位以上修得すること	2 科目 4 単位以上修得すること	国語／算数／生活／音楽 A・B／図工 A・B のうち 3 科目 6 単位以上修得すること	国語／算数／生活／音楽 A・B／図工 A・B のうち 2 科目 4 単位以上修得すること	国語／算数／生活／音楽 A・B／図工 A・B のうち 3 科目 6 単位以上修得すること	
社会		社会	2						
算数		算数	2						
理科		理科	2						
生活		生活	2						
音楽		音楽 A 音楽 B	2 2						
図画工作		図工 A 図工 B	2 2						
家庭		家庭	2						
体育		体育 A 体育 B	2 2						
		免許状取得に必要な単位数		8	4	6	4	8	

社 会

教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中1	中2	
日本史及び外国史	20	○日本史	2	6		
地理学（地誌を含む。）		○外国史 A	2			
「法律学、政治学」		○外国史 B	2			
「社会学、経済学」		○地理学（地誌を含む）	2	2		
「哲学、倫理学、宗教学」	20	法律学（国際法を含む）	2	2 以 上	}	必修選択
		政治学（国際政治を含む）	2			
		国際関係論	2			
		社会学	2	4 以 上	}	必修選択
「哲学、倫理学、宗教学」	20	経済学（国際経済を含む）	2			
		現代文明論	2			
		社会福祉	2			
		哲学概論	2	2 以 上	}	1科目必修選択
「哲学、倫理学、宗教学」	20	倫理学概論	2			
		宗教哲学	2			
		人間関係論	2			
		西洋哲学思想史	2			
		東洋思想史	2			
		日本思想史	2			
※①	20	免許状取得に必要な単位数		20	16	

【備考】 ○印は必修科目

(1) ※① 中2種免は10単位

(2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目群に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目群ではなく、教育学部科目群の中から履修してください。

●高等学校教諭 1 種免許状

公 民

教科に関する科目

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位	高 1	
「法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」		法律学（国際法を含む）	2	2 以 上	} 必修選択
		政治学（国際政治を含む）	2		
「社会学、経済学 （国際経済を含む。）」		社会学	2	4 以 上	} 必修選択
		経済学（国際経済を含む）	2		
「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	20	現代文明論	2	2 以 上	} 1 科目必修選択
		社会福祉	2		
		哲学概論	2	2 以 上	
		倫理学概論	2		
		宗教哲学	2	2 以 上	
		心理学	2		
		人間関係論	2	2 以 上	
		西洋哲学思想史	2		
		東洋思想史	2	2 以 上	
		日本思想史	2		
	20	免許状取得に必要な単位数		20	

〔備考〕 ○印は必修科目
 (1) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目群に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目群ではなく、教育学科科目群の中から履修してください。

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

保健体育

教科に関する科目

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位			備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	中 2	
体育実技	20	○体育実技（体 操）	1				
		○体育実技（陸 上）	1				
		○体育実技（球技Ⅰ）	1				
		○体育実技（球技Ⅱ）	1				
		○体育実技（水 泳）	1	8	8	8	
		○体育実技（武 道）	1				
		○体育実技（ダンス）	1				
		○体育実技（スキー）	1				
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）	20	体育原理	2				「体育史」を除く 4 科目から 1 科目必修選択
		体育史	2				
		体育心理学	2	4	4	4	
		体育経営管理学	2				
		体育社会学	2				
生理学（運動生理学を含む。）	20	○運動学（運動方法学を含む。）	2				
		○生理学	2	4	4	4	
		○運動生理学	2				
衛生学及び公衆衛生学		○衛生学	2				
		○公衆衛生学	2	4	4	4	
	20	栄養学	2				
		健康管理論	2				
		病理学	2				
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		○学校保健	2	2	2	2	教育学部「必修 1」
		安全教育	2				
		健康教育学	2				
※①	20	免許状取得に必要な単位数		22	22	22	

【備考】○印は必修科目

※① 中 2 種免は 10 単位

●幼稚園教諭 1 種免許状

教科に関する科目

教育学部 乳幼児発達学科			
免許法施行規則に定める科目	本学で開設する科目		修得単位
科 目	科 目	単位	幼 1
国語	国語	2	3科目6単位以上修得すること
算数	算数	2	
生活	生活	2	
音楽	音楽A 音楽B	2 2	
図画工作	図工A 図工B	2 2	
体育	体育A 体育B	2 2	
	免許状取得に必要な単位数		6

教職に関する科目

●幼稚園教諭 1 種免許状

●小学校教諭 1 種免許状

教育学部 教育学科

No.1

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等		本学で開設する科目		修得単位					備 考
科 目	単位	科 目	単位	小 1	小 2	幼 1	幼 2	小 1・幼 1	
教職の意義等 に関する科目	2	教職の意義及び教員の役割							教育学部「必修」
		教員の職務内容（研修、服 務及び身分保障等を含む。）							
		進路選択に資する各種の 機会の提供等							
教育の基礎理論に関する科目	6	教育の理念並びに教育に 関する歴史及び思想							教育学部「必修1」 教育学部「必修1」 教育学部「必修1」
		幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童 及び生徒の心身の発達及 び学習の過程を含む。）							
		教育に関する社会的、制 度的又は経営的事項							
教育課程及び指導法に関する科目	小 22	教育課程の意義及び編成の方法							教育学部「必修1」 教育学部「必修1」
		各教科の指導法							
		道徳の指導法							
		特別活動の指導法							
		教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）							
		教育課程の意義及び編成の方法							
		保育内容の指導法							
		教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）							
		教育課程の意義及び編成の方法							
		保育内容の指導法							
		教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）							
	幼 18	教育課程の意義及び編成の方法							教育学部「必修1」
		保育内容の指導法							
		教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）							
		教育課程の意義及び編成の方法							
		保育内容の指導法							
		教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）							
		教育課程の意義及び編成の方法							
		保育内容の指導法							
		教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）							
		教育課程の意義及び編成の方法							
		保育内容の指導法							
		教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）							
		教育課程の意義及び編成の方法							
		保育内容の指導法							
		教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）							

教職に関する科目

教育学部 教育学科

No.2

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等			本学で開設する科目		修得単位					備 考
科 目	単位		科 目	単位	小1	小2	幼1	幼2	小1・幼1	
生徒指導、 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	小4	○児童理解と教育相談 ○生徒理解と教育相談	2 2	4 以 上	4 以 上	—	—	4 以 上	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法									
	進路指導の理論及び方法		幼児理解と教育相談	2						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	幼2	○幼児理解と教育相談	2	—	—	2 以 上	2 以 上	2 以 上	
	幼児理解の理論及び方法									
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		児童理解と教育相談 生徒理解と教育相談	2 2						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法									
教育実習（事前・事後の指導1単位を含む）	5		○教育実習（幼稚園・小学校1種） 教育実習（幼稚園1・2種） 教育実習（小学校1・2種）	5 3 3	5 3 3	5 3 3	5 3 3	5 3 3	5 3 3	
教職実践演習	2		○教職実践演習（幼・小）	2	2	2	2	2	2	
免許状取得に必要な単位数					45	39	35	31	63	

〔備考〕○印は必修科目

※① 「音楽科指導法」「図工科指導法」または「体育科指導法」の2科目を含み計6科目（合計12単位）以上を修得してください。

※② 幼稚園教諭1種・小学校教諭1種を同時に取得しようとする者で、小学校教諭1種をピーク（小学校で教育実習）とする者は、「保育内容の指導法」の単位のうち半数までは、小学校教諭免許状に必要な「各教科の指導法」または「特別活動の指導法」の単位をもってこれに充てることができます。したがって8単位を修得すればよいことになります（ただし、教科指導法（社会）・（理科）・（家庭）の各単位は「保育内容に関する科目」に充てることができません）。幼稚園教諭1種・小学校教諭1種を同時に取得しようとする者で、幼稚園教諭1種をピーク（幼稚園で教育実習）とする者は、14単位を修得する必要があります。

※③ 保育内容の指導法5領域を含み10単位以上修得してください。

※④ 中学校教諭1種および高等学校教諭免許をピークとする者が、加えて幼稚園・小学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、教育実習の単位をピーク免許より3単位充てることができます。ただし、事前および事後の指導は、サブ免許分として別に修得してください。

注 (1) 学部「必修選択1」は1科目2単位のみ「教科又は教職に関する科目」に充てることができます。

(2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目群に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目群ではなく、教育学科科目群の中から履修してください。

- 中学校教諭 1 種免許状（社会・保健体育）
- 高等学校教諭 1 種免許状（公民・保健体育）

教職に関する科目

教育学部 教育学科

No.1

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等		本学で開設する科目		修得単位			備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	中 2	
教職の意義等 に関する科目	2	教職の意義及び教員の役割					
		教員の職務内容（研修、服 務及び身分保障等を含む。）					
		進路選択に資する各種の 機会の提供等					
教育の基礎理論に関する科目	6	教育の理念並びに教育に 関する歴史及び思想					教育学部「必修」
		幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童 及び生徒の心身の発達及 び学習の過程を含む。）					教育学部「必修1」 教育学部「必修1」 教育学部「必修1」
		教育に関する社会的、制 度的又は経営的事項					教育学部「必修1」 教育学部「必修1」
教育課程及び指導法に関する科目	高6／ 中12	教育課程の意義及び編成の方法					
		各教科の指導法					
		道徳の指導法					
		特別活動の指導法					
		教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）					
		○教師論	2	2	2	2	教育学部「必修」
		○教育の原理 教育哲学 日本教育史 西洋教育史	2 2 2 2				教育学部「必修1」 教育学部「必修1」 教育学部「必修1」
		○人間の発達と学習 発達心理学 特別支援教育 学習心理学 教育心理学 発達発達論	2 2 2 2 2 2	6 以 上	6 以 上	6 以 上	教育学部「必修1」 教育学部「必修1」
		○学校制度と社会 教育社会学 教育行政学 生涯学習概論 環境教育	2 2 2 2 2				教育学部「必修1」 教育学部「必修1」
		○教育課程編成論	2	2	2	2	
		○社会科指導法Ⅰ（中学） ○社会科指導法Ⅱ（中学） ○社会公民科指導法Ⅰ ○社会公民科指導法Ⅱ ○保健体育科指導法Ⅰ ○保健体育科指導法Ⅱ 保健体育科指導法Ⅲ 保健体育科指導法Ⅳ	2 2 2 2 2 2 2 2	4	4	4	※①
		○道徳教育の理論と方法	2	2	—	2	
		○特別活動の指導法	2	2	2	2	
		○教育の方法と技術 コンピュータと学習支援 教育方法学	2 2 2	4	2	2	※② 教育学部「必修1」

教職に関する科目

教育学部 教育学科

No.2

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等		本学で開設する科目		修得単位			備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	中 2	
生徒指導、進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	○児童理解と教育相談 ○生徒理解と教育相談	2 2	4	4	4	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
	進路指導の理論及び方法						
教育実習（事前・事後の指導1単位を含む）	中5 高3	○教育実習（中学校1種） 教育実習（中学校1・2種） ○教育実習（高等学校1種）	5 3 3	5 3※③ —	— 3 3	5 3※③ —	} ※④
教職実践演習	2	○教職実践演習（中・高）	2	2	2	2	
		免許状取得に必要な単位数	中1種（社会） 中2種（社会） 中1種（保健体育） 中2種（保健体育）	33	—	31	
			高1種（公民） 高1種（保健体育）	—	27	—	

〔備考〕○印は必修科目
※① 指導法は、取得しようとする免許状の教科ごとに修得してください。
※② 中1種のみ、いずれか1科目選択必修
※③ 幼稚園・小学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて中学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、教育実習の単位をピーク免許より3単位充てることができます。ただし、事前および事後の指導は、サブ免許分として別に受講してください。
※④ 高等学校（保健体育）教職課程受講者は、必ず中学校（保健体育）教職課程も併せて履修すること。中学校（保健体育）教職課程のみの受講は認めず。
注 (1) 学部「必修選択1」は1科目2単位のみ「教科又は教職に関する科目」に充てることができます。
(2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目群に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目群ではなく、教育学学科科目群の中から履修してください。

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等			本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位		科 目	単位	幼 1	
に教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2				
	教員の職務内容（研修、服 務及び身分保障等を含む。）					
	進路選択に資する各種の 機会の提供等		○教師論	2	2	教育学部「必修」
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に 関する歴史及び思想	6	○教育の原理	2	6 以 上	教育学部「必修1」
	幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童 及び生徒の心身の発達及 び学習の過程を含む。）		教育哲学	2		教育学部「必修1」
			西洋教育史	2		教育学部「必修1」
			日本教育史	2		教育学部「必修1」
			○人間の発達と学習	2		教育学部「必修1」
			発達心理学	2		教育学部「必修1」
教育に関する社会的、制 度的又は経営的事項	特別支援教育	2	教育学部「必修1」			
	教育心理学	2	教育学部「必修1」			
	学習心理学	2	教育学部「必修1」			
	○学校制度と社会	2	教育学部「必修1」			
	学級経営	2	教育学部「必修1」			
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	18	生涯学習概論	2		教育学部「必修1」
	保育内容の指導法		環境教育	2		教育学部「必修1」
			教育社会学	2		教育学部「必修1」
			教育行政学	2		教育学部「必修1」
			○幼児教育課程論	2	2	教育学部「必修1」
			○保育内容総論	2	14	
			○幼児指導論	2		
	○保育内容の指導法（健康）		2			
	○保育内容の指導法（人間関係）		2			
	○保育内容の指導法（環境）		2			
	○保育内容の指導法（言葉）		2			
○保育内容の指導法（表現）	2					
教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）	○教育の方法と技術	2	2			
	コンピュータと学習支援	2				
	教育方法学	2				
に談及の進路指導、教育相 関する科目	幼児理解の理論及び方法	2	○幼児理解と教育相談	2	2	
	教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法					
教育実習（事前・事後の指導1単 位を含む）		5	○教育実習（幼稚園1種）	5	5	
教職実践演習		2	○教職実践演習（幼）	2	2	
免許状取得に必要な単位数					35	

〔備考〕○印は必修科目

注 (1) 学部「必修選択1」は1科目2単位のみ「教科又は教職に関する科目」に充てることができます。

(2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目群に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目群ではなく、教育学科科目群の中から履修してください。

教科又は教職に関する科目

●全免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	幼10 小10 中 8 高16	○全人教育論	2	幼10 小10 中8 高16	幼1種免、高1種免のみ 小中高1種免のみ 幼・小1種免のみ } 小1種免のみ } 中・高保健体育のみ
		生命と性の教育	2		
		異文化理解と教育	2		
		精神保健	2		
		道徳教育の理論と方法	2		
		総合学習の指導法	2		
		情報メディアの活用	2		
		表現教育	2		
		児童英語指導論A	2		
		児童英語指導論B	2		
		社会体育論	2		
		体育測定評価	2		
	中 8 高16	インターンシップA	2	中8 高16	必修 必修 } 2科目4単位必修選択
		インターンシップB	2		
		インターンシップC	2		
		○教職演習A	2		
		○教職演習B	2		
		教職演習C	2		
		教職演習D	2		
		教職演習E	2		
		教職演習F	2		
		アジアの教育と文化環境	2		
		アメリカの教育と文化環境	2		
		ヨーロッパの教育と文化環境	2		

〔備考〕 ○印は必修科目

- 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.34～35参照）。
- 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目群に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目群ではなく、教育学部科目群の中から履修してください。

●幼稚園教諭 1 種免許状

教科又は教職
に関する科目

教育学部 乳幼児発達学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	幼 10	○全人教育論	2		
		生命と性の教育	2		
		異文化理解と教育	2		
		道德教育の理論と方法	2		
		情報メディアの活用	2		
		表現教育	2		
		インターンシップ A	2		
		インターンシップ B	2		
		インターンシップ C	2		
		○教職演習 A	2		
		○教職演習 B	2	幼 10	
		教職演習 C	2		
		教職演習 D	2		2 科目 4 単位必修選択
		教職演習 E	2		
		教職演習 F	2		
		アジアの教育と文化環境	2		
		アメリカの教育と文化環境	2		
		ヨーロッパの教育と文化環境	2		
		児童学	2		
		小児救急法	2		

〔備考〕 ○印は必修科目

- (1) 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.34～35 参照）。
 (2) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目群に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目群ではなく、教育学部科目群の中から履修してください。

免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目

●全免許状

教育学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	健康教育 体育	1 1	2	
外国語コミュニケーション	2	英語リテラシー	2	2	教育学部「必修」
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2	2	教育学部「必修」

〔備考〕

- (1) 上表に掲げられる科目の一部に、ユニバーシティ・スタンダード科目群に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目群ではなく、教育学部科目群の中から履修してください。

芸術学部

教科に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

音 楽

芸術学部 パフォーミング・アーツ学科

No.1

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備 考	
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1		
ソルフェージュ	20	○ソルフェージュⅠ	2	4			
		○ソルフェージュⅡ	2				
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）		○合唱A	2	4	日本の伝統的な歌唱を含む		
		合唱B	2				
		合唱C	2				
		合唱D	2				
		○声楽基礎Ⅰ	2				
		声楽基礎Ⅱ	2				
		声楽Ⅰ	2				
		声楽Ⅱ	2				
		声楽Ⅲ	2				
		声楽Ⅳ	2				
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）		○鍵盤楽器基礎Ⅰ	2	8			
		鍵盤楽器基礎Ⅱ	2				
		鍵盤楽器Ⅰ	2				
		鍵盤楽器Ⅱ	2				
		鍵盤楽器Ⅲ	2				
		鍵盤楽器Ⅳ	2				
		弦楽器基礎Ⅰ	2				
		弦楽器基礎Ⅱ	2				
		弦楽器Ⅰ	2				
		弦楽器Ⅱ	2				
		弦楽器Ⅲ	2				
		弦楽器Ⅳ	2				
		管・打楽器基礎Ⅰ	2				
		管・打楽器基礎Ⅱ	2				
		管・打楽器Ⅰ	2				
		管・打楽器Ⅱ	2				
		管・打楽器Ⅲ	2				
		管・打楽器Ⅳ	2				
		○邦楽器入門	2				
		○合奏A	2				
		合奏B	2				
		○伴奏法	2				
指揮法		○指揮法	2	2			

教科に関する科目

芸術学部 パフォーミング・アーツ学科

No.2

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単位	科 目	単位	中 1	高 1	
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。） 及び音楽史（日本の伝統音楽及び 諸民族の音楽を含む。）	20	○音楽史基礎	2	12		諸民族の音楽を含む 日本の伝統音楽を含む
		西洋音楽史	2			
		○日本音楽史	2			
		現代音楽史	2			
		民族音楽研究	2			
		作曲基礎Ⅰ	2			
		作曲基礎Ⅱ	2			
		作曲Ⅰ	2			
		作曲Ⅱ	2			
		作曲Ⅲ	2			
		作曲Ⅳ	2			
		○和声学Ⅰ	2			編曲法を含む
		○和声学Ⅱ	2			
		○作曲法Ⅰ	2			
		○作曲法Ⅱ	2			
		対位法	2			
		楽式論	2			
		免許状取得に必要な単位数				
	20					

〔備考〕 ○印は必修科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

美術

教科に関する科目

芸術学部 メディア・アーツ学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備考
科目	単位	科目	単位	中 1	高 1	
絵画（映像メディア表現を含む。）	20	○絵画基礎	2	6	6	映像メディア表現を含む
		○デジタルグラフィックス	2			
		○デッサン A	2			
		デッサン B	2			
		伝統技法演習（美術系）	2			
彫刻		○彫刻基礎	2	4	4	
		○空間・環境造形 B	2			
		メディア構成演習 B	2			
デザイン（映像メディア表現を含む。）		ビジュアルイメージ基礎	2	4	4	映像メディア表現を含む
		メディア造形演習 A	2			
		メディア造形演習 B	2			
		コンピュータアート	2			
		コンピュータグラフィックス 3D	2			
		空間・環境造形 A	2			
		○映像表現研究 A	2			
		○メディア構成演習 A	2			
工芸 ※		○工芸基礎	2	2	—	
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		メディア・アーツ概論	2	6	6	鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む
		造形メディア論	2			
		○美術史基礎	2			
		○メディア表現学	2			
		構成・デザイン原理Ⅰ	2			
		構成・デザイン原理Ⅱ	2			
		数理解構学	2			
		芸術文化史	2			
		アート アンド テクノロジー	2			
		メディア・アーツ研究	2			
		○現代芸術理論	2			
		美学	2			
	20	免許状取得に必要な単位数		22	20	

〔備考〕 ○印は必修科目

※高等学校教諭（美術）1 種免許状を取得する場合の「工芸」（上記の表の免許法施行規則に定める科目）の扱いについて

高等学校教諭（美術）1 種免許状を取得する場合には、「工芸」は「教科に関する科目」ではないため、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

美術

教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位		備考
科目	単位	科目	単位	中 1	高 1	
絵画（映像メディア表現を含む。）	20	○絵画基礎 絵画A 絵画B 絵画C 絵画総合制作 ○平面造形基礎 ○コンピュータグラフィックスA	2 2 2 2 3 2 2	6	6	映像メディア表現を含む
彫刻		○彫刻基礎 彫刻A 彫刻B 彫刻C 彫刻総合制作 ○立体・空間造形基礎	2 2 2 2 3 2	4	4	
デザイン（映像メディア表現を含む。）		○デザイン基礎 情報デザインA 情報デザインB 情報デザインC 空間デザインA 空間デザインB 空間デザインC デザイン総合制作 ○映像A	2 2 2 2 2 2 2 3 2	4	4	映像メディア表現を含む
工芸 ※		○工芸基礎 テキスタイルデザインA テキスタイルデザインB テキスタイルデザインC 金工A 金工B 金工C 陶芸A 陶芸B 陶芸C 工芸総合制作	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3	2	—	
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	20	○ビジュアル・アーツ概論 ○美術史基礎 ○美術論概説 西洋美術史A 西洋美術史B 日本美術史A 日本美術史B 人体構造研究 美学 映像B 東洋美術史 エコロジー概論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	6	6	鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む
		免許状取得に必要な単位数		22	20	

〔備考〕 ○印は必修科目

※高等学校教諭（美術）1 種免許状を取得する場合の「工芸」（上記の表の免許法施行規則に定める科目）の扱いについて

高等学校教諭（美術）1 種免許状を取得するには、「工芸」は「教科に関する科目」ではないため、「教科又は教職に関する科目」に充ててはできません。

●高等学校教諭 1 種免許状

工 芸

教科に関する科目

芸術学部 ビジュアル・アーツ学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位	高 1	
図法及び製図	20	○図法・製図	2	2	
デザイン		○デザイン基礎	2	2	
		情報デザインA	2		
		情報デザインB	2		
		情報デザインC	2		
		空間デザインA	2		
		空間デザインB	2		
		空間デザインC	2		
		デザイン総合制作	3		
工芸制作 (プロダクト制作を含む。)		○工芸基礎	2	2	プロダクト制作を含む
		テキスタイルデザインA	2		
		テキスタイルデザインB	2		
		テキスタイルデザインC	2		
		金工A	2		
		金工B	2		
		金工C	2		
		陶芸A	2		
		陶芸B	2		
		陶芸C	2		
		工芸総合制作	3		
工芸理論、デザイン理論及び美術 史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及 びアジアの工芸を含む。）		○工芸理論	2	14	美術史（日本の伝統工芸及びアジア の工芸を含む）
		○工芸史	2		
		○デザイン史	2		
		○デザイン理論	2		
		○鑑賞批評論	2		
		○色彩学	2		
		○書道	2		
	20	免許状取得に必要な単位数		20	

〔備考〕○印は必修科目

教職に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単位		科 目	単位	中 1	高 1	
に教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服 務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の 機会の提供等	2	○教師論	2	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に 関する歴史及び思想	6	○教育の原理 教育哲学 日本教育史 西洋教育史	2 2 2 2	6	6	
	幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童 及び生徒の心身の発達及 び学習の過程を含む。）		○人間の発達と学習 発達心理学 特別支援教育 学習心理学 教育心理学 発達発達論	2 2 2 2 2 2			
	教育に関する社会的、制 度的又は経営的事項		○学校制度と社会 教育社会学 教育行政学 生涯学習概論 環境教育	2 2 2 2 2			
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	高 6 ／ 中 12	○教育課程編成論	2	2	2	
	各教科の指導法		○音楽科指導法Ⅰ ○音楽科指導法Ⅱ 音楽科指導法Ⅲ 音楽科指導法Ⅳ ○美術科指導法Ⅰ ○美術科指導法Ⅱ 美術科指導法Ⅲ 美術科指導法Ⅳ ○工芸科指導法Ⅰ ○工芸科指導法Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4	4	※①②
	道徳の指導法		○道徳教育の理論と方法	2	2	—	※③
	特別活動の指導法		○特別活動の指導法	2	2	2	
	教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）		○教育の方法と技術 コンピュータと学習支援 教育方法学	2 2 2	4	2	
に生徒指導、 進路指導、 教育相談等 に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	4	○児童理解と教育相談 ○生徒理解と教育相談	2 2	4	4	
教育実習（事前・事後の指導1単 位を含む）	中5 高3		○教育実習（中学校） ○教育実習（高等学校）	5 3	5 —	— 3	※④
教職実践演習	2		○教職実践演習（中・高）	2	2	2	
中学校 高等学校	31 23		免許状取得に 必要な単位数	音楽 美術 工芸	33	27	

〔備考〕 ○印は必修科目

※① 各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科ごとに履修してください。

※② 「教職に関する科目」の余剰単位として、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

（例）美術（中1種、高1種）および工芸（高1種）の免許状を取得しようとする場合、美術の免許状を申請する際には「工芸科指導法Ⅰ・Ⅱ」を「教職に関する科目」の余剰単位として充てることができません（p.35 参照）。

※③ 「道徳教育の理論と方法」は、中1種免のみ必修。高1種免申請の場合は「教科又は教職に関する科目」として充てられます。

※④ 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合、「教育実習（中学校）」のみで可。

教科又は教職に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	中 8 高 16	○全人教育論 2 異文化理解と教育 2 生命と性の教育 2 精神保健※① 2 情報メディアの活用 2 道徳教育の理論と方法 2	2 2 2 2 2 2	} 中 8 } 高 16	高 1 種免のみ

〔備考〕 ○印は必修科目

※ 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.34～35 参照）。

※① パフォーミング・アーツ学科、ビジュアル・アーツ学科のみ

免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

芸術学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	健康教育 体育	1 1	2	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2	2	
情報機器の操作	2	マルチメディア表現 ネットワーク入門 情報科学入門 データ処理	2 2 2 2	2	

リベラルアーツ学部

教科に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

国 語

リベラルアーツ学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	20	○日本語表現Ⅰ	2	20	
		日本語表現Ⅱ	2		
		○日本語学概論	2		
		日本語学演習	2		
		○日本語文法論Ⅰ	2		
		日本語文法論Ⅱ	2		
		日本語音韻論	2		
		日本語語彙論	2		
		日本語学研究	2		
		日本語史	2		
国文学 (国文学史を含む。)		○日本文学概論	2		
		○日本文学史	2		
		日本文学演習	2		
		近代文学演習	2		
		日本文学研究	2		
		○古典文学演習Ⅰ	2		
		古典文学演習Ⅱ	2		
漢文学	20	○漢文学	2		
		漢文学研究	2		
書道 (書写を中心とする。)		○書道	2		中1種免のみ*
	20	免許状取得に必要な単位数		20	

〔備考〕 ○印は必修科目

* 高校1種免許を取得する場合に、「書道」は、高校1種免許取得のための「教科に関する科目」ではないため「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

英 語

教科に関する科目

リベラルアーツ学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開講する授業科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
英語学	20	○英語学概論	2	20	
		○English Grammar	2		
		言語心理学	2		
		英語音声学	2		
英米文学		○英米文学概説	2		
		イギリス文学	2		
		アメリカ文学	2		
		英米文学研究	2		
英語コミュニケーション		○English Communication I A	2		
		○English Communication I B	1		
		○English Communication I C	1		
		○English Communication I D	1		
		English Communication II A	2		
		English Communication II B	1		
		English Communication II C	1		
		English Communication II D	1		
		English Communication III	2		
		English Communication Advanced A	2		
		English Communication Advanced B	2		
		English Workshop A	2		
		English Workshop B	2		
異文化理解		○異文化間コミュニケーション	2		
	英語圏文化研究	2			
	免許状取得に必要な単位数		20		

〔備考〕 ○印は必修科目

教職に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

リベラルアーツ学部

免許法施行規則に定める 専門教育科目区分等			本学で開設する科目		修得単位		備 考
科 目	単位		科 目	単位	中 1	高 1	
に教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	○教師論	2	2	2	
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）						
	進路選択に資する各種の 機会の提供等						
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に 関する歴史及び思想	6	○教育の原理 教育哲学 日本教育史 西洋教育史	2 2 2 2	6	6	
	幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童 及び生徒の心身の発達及 び学習の過程を含む。）		○人間の発達と学習 発達心理学 特別支援教育 学習心理学 教育心理学 発達発達論	2 2 2 2 2 2			
	教育に関する社会的、制 度的又は経営的事項		○学校制度と社会 教育社会学 教育行政学 生涯学習概論 環境教育	2 2 2 2 2			
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	高 6 / 中 12	○教育課程編成論	2	2	2	※①②
	各教科の指導法		○英語科指導法Ⅰ ○英語科指導法Ⅱ 英語科指導法Ⅲ 英語科指導法Ⅳ ○国語科指導法Ⅰ ○国語科指導法Ⅱ 国語科指導法Ⅲ 国語科指導法Ⅳ	2 2 2 2 2 2 2 2	4	4	
	道徳の指導法		○道徳教育の理論と方法	2	2	—	
	特別活動の指導法		○特別活動の指導法	2	2	2	
	教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）		○教育の方法と技術 コンピュータと学習支援 教育方法学	2 2 2	4	2	
生徒指導、教育相 談に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	○児童理解と教育相談 ○生徒理解と教育相談	2 2	4	4	
	教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法						
	進路指導の理論及び方法						
教育実習（事前・事後の指導 1 単 位を含む）	中 5 高 3		○教育実習（中学校） ○教育実習（高等学校）	5 3	5 —	— 3	
教職実践演習	2		○教職実践演習	2	2	2	
中学校 高等学校	31 23		免許状取得に 必要な単位数	英語 国語	33	27	

〔備考〕 ○印は必修科目

※① 各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科ごとに履修してください。

※② 指導法は、取得しようとする免許状の教科以外、余剰単位として充てることができます。

※③ 「道徳教育の理論と方法」は、中 1 種免のみ必修。高 1 種免申請の場合は「教科又は教職に関する科目」として充てられます。

教科又は教職に関する科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

リベラルアーツ学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
教科又は教職に関する科目	中 8 高 16	○全人教育論 2 異文化理解と教育 2 生命と性の教育 2 情報メディアの活用 2 道徳教育の理論と方法 2	2 2 2 2 2	} 中 8 } 高 16	高 1 種免のみ

〔備考〕 ○印は必修科目

※ 「教科又は教職に関する科目」には上記科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰単位を充てることができます（p.34～35 参照）。

免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目

- 中学校教諭 1 種免許状
- 高等学校教諭 1 種免許状

リベラルアーツ学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	健康教育 体育	1 1	2	
外国語コミュニケーション	2	English Communication I A	2	2	
情報機器の操作	2	マルチメディア表現 2 ネットワーク入門 2 情報科学入門 2 データ処理 2 IT リテラシー 2	2 2 2 2 2	2	

IV

規則

教職課程履修規則

1 目的

この規則は、学則第11条第3項に基づき、教育職員免許状の授与を受けるために必要な課程（以下「教職課程」）を履修する場合に必要な事項について定める。

2 受講の条件

教職課程を受講するには以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 第1、または第2セメスターに実施する教職課程受講ガイダンスへ出席していること。
- (2) 各学部、各学科が定める教職課程受講条件を充足していること。
- (3) 「教職課程受講届」を決められた期日までに提出し許可を受けていること。
- (4) 上記の条件を満たしていても、以下に該当する場合は、受講を許可しない。
 - ① 教師になる意志のない者。
 - ② 学力不足、教職適性等からみて、教師としての資質に問題があると認められる者。

3 受講継続の条件

教職課程受講の継続については、各学部、各学科が定める教職課程受講継続条件を満たさなければならない。

4 受講の取消

教職課程の受講取消は書面をもって行なうこととする。以下にその手順を定める。

- ① 籍を置く学科の教職担当教員（以下「教職担当」とする）と相談する。
- ② 「教職課程受講取消届」を教師教育リサーチセンターで受取る。
- ③ 「教職課程受講取消届」を作成し、教職担当の承認印を受ける。
- ④ 「教職課程受講取消届」を教師教育リサーチセンターに提出する。

5 受講の中止

次に該当する学生は、教職課程の受講を中止する。

- ① 教職課程受講継続条件に抵触した者。
- ② 教師としての資質に問題があると認められる者。ならびに教職課程履修にあたり望ましくない行為があった者。

- ③ 教師になる意志のない者。

6 履修科目

- (1) 教育職員免許状の授与に必要な授業科目および単位数については、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則等の法令に基づき、本学が定めたものとする。
- (2) 受講許可を得た者は、自らの責任において履修登録期間にそのセメスターで履修する科目を登録しなければならない。
- (3) 小学校および中学校の教育職員免許状の授与については、教育職員免許法の特例等に関する法律で「介護等の体験」が義務づけられている。介護等体験については「介護等体験規則」に定める。
- (4) 教育実習については、「教育実習規則」に定める。

7 教育職員免許状の申請

- (1) 教育職員免許状授与資格を得た者は、教育職員免許状授与に関する申請ができる。
- (2) 教育職員免許状の申請は個人申請または大学が行なう一括申請による。
- (3) 個人申請については、自己の責任において授与権者（都道府県教育委員会）に申請する。
- (4) 一括申請については、一括申請ガイダンスに出席し所定の手続きをとることとする。

8 編入生の教職課程受講

編入生の教職課程受講許可、ならびに履修については編入前の単位修得状況などを勘案し、当該学部、学科ごとに指示する。

9 ダブル免許プログラム

ダブル免許プログラムの履修については別に定める。

10 事務主管

教職課程に関する事務は、教師教育リサーチセンターおよび授業運営課で行う。

11 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。

介護等体験に関する規則

1 目 的

本学通学課程の学生が教育職員免許法の特例等に関する法律の定めにより、介護等の体験を行なう場合について、必要な事項を定める。

2 介護等体験

- (1)介護等体験は、「介護等体験に関する事前指導（含むガイダンス）」、「現場における介護等体験」に分けられ、これらすべてに出席しなければならない。
- (2)介護等体験は、授業科目として単位認定されるものではなく、介護等体験証明書をもって体験したことが証明される。ただし、教育学科は授業科目の一部として取り扱う。

3 条 件

現場における介護等体験を行なう者（以下「体験生」という）は、事前に以下の条件を満たしている者とする。

- (1)教職課程の受講許可を受けている者
- (2)指定された期日に健康診断、細菌検査等を受け伝染のおそれのある疾病がないと認められた者
- (3)正常な教育活動・利用者の生活を妨げるおそれのない者
- (4)介護等体験に関する事前指導にすべて出席している者
- (5)指定された期日までに介護等体験料を全額納入している者
- (6)指定された期日までに以下の書類を提出している者
 - ・介護等体験身上書
 - ・誓約書
 - ・介護等体験希望学生個人票
 - ・介護等体験証明書
 - ・その他学部、学科で指示された課題等

4 時期および期間

- (1)体験年次は2年次とする。ただし、留学等の事由により2年次に行なえない場合は、「留学・研修に伴う介護等体験年度変更願」を定められた期日までに提出し、許可を受けて体験年次を変更することができる。なお、編入生については3年次で行なう。
- (2)現場における介護等体験（以下「介護等体験」という）の時期については、受入先の特別支援学校および受入先の社会福祉施設（以下「受入先」という）の定めるところとする。
- (3)日数については、特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間を原則とし、1日の時間帯および時間数は受入先の定めるところとする。

5 体験を行なう施設・学校

体験を行なう施設ならびに学校は、教育職員免許法の特例

等に関する法律により、文部科学大臣が定めたとおりとし、大学を通して一括して依頼する。したがって、自己で開拓することはできない。

6 欠 席

- (1)欠席は認められない。やむを得ない事由により欠席する場合は、ただちに教師教育リサーチセンターに連絡し指示を仰ぐこと。
- (2)介護等体験を欠席した場合は、「介護等体験欠席届」に理由を明記し、内容を証明する書類（病気の場合は医師の診断書等）を添えて、欠席した日から1週間以内に教師教育リサーチセンターに提出すること。
- (3)既に納入した介護等体験料は、原則としてこれを返還しない。
- (4)病気等欠席の事由が正当と認められた場合、介護等体験料を改めて納入し、次年度以降に所定の日数の体験をすることとする。

7 体験生の義務

体験生は、以下のことに注意し介護等体験を行なわなければならない。これに違反した場合は、ただちに介護等体験を中止する。また、介護等体験の終了後であってもこのような事実があった場合には、その介護等体験は無効とする場合がある。

- ①体験生は、受入先の校則・規則を守り、教育方針や施設の目的を理解し、受入先の秩序を乱したり、児童、生徒ならびに利用者の人格、尊厳を傷つけることが無いよう、注意を払わなければならない。
- ②体験生は、受入先の学校長・施設長・教職員の指示に従わなければならない。
- ③体験生は、教師を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装および言動に注意しなければならない。
- ④介護等体験により知り得た児童、生徒、施設利用者のプライバシーに関する情報については、守秘義務があり、体験中はもちろん体験後であっても第三者に漏らしてはならない。

8 事後提出物

体験生は、介護等体験終了後、指定された期日までに以下のものを提出しなければならない。特別な理由無く提出が遅れた場合は、介護等体験証明書は発行されない。

- ①「社会福祉施設における自己評価票」を、社会福祉施設での体験終了後1週間以内に教師教育リサーチセンターに提出する。なお、提出期日が土・日・祝日にあたる場合は、

その翌日までとする。

- ②「介護等体験日誌」は、特別支援学校と社会福祉施設両方の体験が終了後、それぞれの感想文を書いた上で1週間以内に教師教育リサーチセンターに提出する。なお、提出期日が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日までとする。
- ③その他、受入先から感想文等課題を求められた場合は、受入先が指定した要領で提出する。

9 辞 退

介護等体験の辞退は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情で辞退する場合には、「介護等体験辞退届」に所属学科教職担当教員の承認印を受けたのち、教師教育リサーチセンターに提出しなければならない。なお、既に納入した介護等体験料は、原則としてこれを返還しない。

10 介護等体験証明書

- (1)体験生の「介護等体験証明書」(以下「証明書」という)は受入先から教師教育リサーチセンターを経由し必要事項が記入されていることを確認したうえで体験生に返還する。なお、なんらかの事由により受入先から直接「証明書」を体験生が受取った場合は、教師教育リサーチセンターにただちに提出することとする。
- (2)証明書は原則再発行しない。

11 事務主管

介護等体験に関する事務は、教師教育リサーチセンターが行う。

12 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。

教育実習に関する規則

1 目 的

本学の通学課程の学生が教育職員免許法の定めにより、教育実習を行なう場合について、必要な事項を定める。

2 教育実習

(1)教育実習は、「教育実習に関する事前指導」、「現場における教育実習（以下「実習」という）」および「教育実習に関する事後指導」に分けられ、これらすべてを履修しなければならない。

(2)教育実習は、取得しようとする免許の校種により以下の単位数を修得しなければならない。

幼稚園、小学校、中学校 5単位

高等学校 3単位

なお、校種の異なる免許を複数取得しようとする場合は、別に指示する。

(3)教育実習の単位数については、大学設置基準に則り、本学学則に定められた時間数とする。

3 受講条件

実習を行なう者（以下「実習生」という）は、事前に以下の条件を満たしている者とする。

(1)教職課程の受講許可を受けている者。

(2)指定された期日に健康診断等を受け、伝染のおそれのある疾病がないと認められた者。

(3)正常な教育活動を妨げるおそれのない者。

(4)学部・学科が定める受講条件を満たしている者。

(5)教育実習に係る指導（ガイダンス含む）にすべて出席している者。

(6)指定された期日までに受講料を全額納入している者。

(7)指定された期日までに「教育実習校登録票・調査書」を提出している者。

4 本実習の時期および期間

実習の時期は幼稚園が6・7セメスター、小学校・中学校・高等学校が7セメスターとする。ただし、小2免許特別プログラムならびに教育学部サブ免許の小学校・中学校・高等学校による実習は8セメスター、幼稚園は6セメスターで行ない、期間については、実習校がこの範囲内において定めたものとする。

5 欠 席

(1)欠席は認められない。やむを得ない事由により欠席する場合は、ただちに教師教育リサーチセンターに連絡し指示を仰ぐこと。

(2)欠席した場合は、その不足時間数を補わなければならない。

(3)欠席した場合は、「教育実習欠席届」に理由を明記し、内容を証明する書類（病気の場合は医師の診断書等）を添えて、欠席した日から1週間以内に教師教育リサーチセンターに提出すること。

6 教育実習生の義務

実習生は、以下のことに注意し実習を行なわなければならない。これに違反した場合は、ただちに実習を中止する。また、実習終了後であってもこのような事実があった場合には、その実習は無効とする場合がある。

①実習生は、実習校の校則・規則を守り、教育方針を理解し、実習校の秩序を乱したり、児童、生徒の人格、尊厳を傷つけることが無いよう、注意を払わなければならない。

②実習生は、実習先の園長、学校長、教頭、ほか教職員の指示に従わなければならない。

③実習生は、教師を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装および言動に注意しなければならない。

④実習により知り得た児童、生徒、教職員のプライバシーに関する情報については、守秘義務があり、実習中はもちろんのこと、実習後であっても第三者に漏らしてはならない。

7 事後指導等

(1)実習終了後1週間以内に教師教育リサーチセンターに実習終了の報告をし、「教育実習報告書」を受取り、報告書をただちに作成して教育実習指導担当教員の事後指導を受けなければならない。

(2)実習生は、実習終了後ただちに「教育実習日誌」等定められた提出物を実習校に提出しなければならない。特別な理由無く提出が遅れた場合は、教育実習の単位の認定は行わない。

8 辞 退

教育実習の辞退は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情で辞退する場合には、「教育実習辞退届」に所属学科教職担当教員の承認印を受けたのち、教師教育リサーチセンターに提出しなければならない。

9 事務主管

教育実習に関する事務は、教師教育リサーチセンターが行う。

10 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。

MEMO

Handwriting practice area with horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice area with horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice area with horizontal dashed lines.